

令和元年度内閣府本府実施施策
に係る政策評価書(案)

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-2(政策1-施策②))

政策名	適正な公文書管理の実施					
施策名	公文書管理の適正確保のための監察等の実施					
達成すべき目標	文書管理のPDCAサイクルの確立及び政府全体で共通一貫した文書管理への考え方の転換					
施策の概要	【施策の概要】 各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげる。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元年の定期監査として、①地方支分部局等における行政文書の管理状況に係る監査、②行政文書の管理状況の点検・監査の実施状況等に係る監査を実施したほか、行政機関において生じた公文書管理上の事案への対応などの取組を行い、これらの取組を令和元年12月に報告書としてとりまとめて、公文書管理委員会に報告した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	0	0	25	25
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	25	
執行額	0	0	10			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準	目標	施策の進捗状況(実績)			達成状況		
				-	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	定性的指標	□	1. 各府省への監察の実施	-	各府省への監察の確かな実施	-	-	-	-	実施	○
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 本施策は、各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげることを内容とするため。											

参考指標	1. 実地調査を実施した箇所数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		-	-	-	-	定期監査 ①11行政機関 22部署 ②7行政機関

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) -
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 定期監査として、①地方支分部局等における行政文書の管理状況に係る監査、②行政文書の管理状況の点検・監査の実施状況等に係る監査を実施し、あわせて18行政機関に対して書面調査及び実地調査(ヒアリング、現物調査等)を実施しており、各府省に対して的確に監察を実施した。 また、その結果について各府省CRO会議において共有することにより、文書管理のPDCAサイクルの確立及び政府全体で共通一貫した文書管理への考え方の転換に寄与したと考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 令和元年の定期監査の結果も踏まえ、令和2年度も、各府省に対して定期監査を実施する予定。 【根拠とした統計・データ等】 -
	学識経験を有する者の知見の活用	令和元年における公文書監察の取組について、令和元年12月の公文書管理委員会に報告した。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年における公文書監察の取組について、令和元年12月の公文書管理委員会に報告した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・令和元年における公文書監察の取組について(令和元年12月内閣府公文書監察室)

担当部局名	公文書監察室	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	--------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-3(政策2-施策①))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進										
施策名	重要施策に関する広報										
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民への周知と理解を促進する。										
施策の概要	【施策の概要】										
	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。										
施策の概要	【令和元年度に実施した具体的取組】										
	<p>-テレビCMでは、6月に「働き方改革(STOP! しわ寄せ発注! 編)」、「働き方改革(下請けいじめ防止編)」、7月に「オリパラ交通対策(大本番を見据えた交通量削減・交通規制編)」、8月に「消費税(家計への影響を緩和するために編、引上げの必要性と増税分の使いみち編、景気への影響を緩和するために編)」、9月に「消費税(引上げに伴う対策編)」、10月に「即位の礼(外国元首・祝賀使節の来日等に伴う交通規制編)」、2月に「内閣府政府広報室新型コロナウイルス対策編」、「内閣府政府広報室新型コロナウイルス対策2編」をテーマとして放送した。</p> <p>-新聞広告(記事下)では、4月に「AV出演強要・JKビジネス被害防止」、「即位の日と10連休の対応」、5月に「中堅企業等支援」、9月に「外国元首等の来日に伴う交通規制」、10月に「天皇陛下の「即位の礼」、12月に「台風第15号・第19号などで被災された皆さまへ」、2月に「行政手続きの効率化による中小企業の働き方改革」、「新型コロナウイルス電話相談窓口のご案内」をテーマとして掲載した。</p>										
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度						
						予算の状況	当初予算(a)	4539	4,587	4,587	4,664
							補正予算(b)	2802	1,849	1,874	
							繰越し等(c)	-1941	165	-245	
							合計(a+b+c)	5400	6,601	6,216	
執行額	5785	6,585	6,025								
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-										

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況								
				1. 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
					30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
					78.5	75.2	77.6	88.5	88.7	81.8	73.1	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】								
				・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。								
				・放送媒体の主要メディアであるテレビについて、株式会社ニッポン放送のテレビCMに関する調査「テレビCMカルテ」における「内容理解度」(CM認知者ベース)を指標とする。目標値は「テレビCMカルテ」のデータにおける、全社平均(令和元年度末時点)を超える目標を設定する。								
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】								
				・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。								
				・出版媒体の主要メディアである新聞(記事下広告)について、株式会社ニッポン放送の新聞広告に関する調査「J-MONITOR」における「広告理解度」(広告接触者ベース)を指標とする。目標値は「J-MONITOR」のデータにおける、全社平均(令和元年度末時点)を超える目標を設定する。								
	基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況					
	30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○				
	83.7	83.9	87.4	87.9	89.4	91.1	90.1					
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】												
・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。												
	基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況					
	30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○				
	24036134	対前年度実績以上	34070163	35047361	40572261	24036134	34128451					
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】												
・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。												

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)		② 目標達成		
	(判断根拠)				
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】			
		<p>各広報テーマの訴求主題や主な訴求対象を明確にし、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討。より効果的で効率的な広報を実施することにより、国民への周知と理解度を向上させることを目指した。</p> <p>(1) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(テレビ)」については、目標を達成した。「働き方改革(STOP! しわ寄せ発注! 編)」73.3%、「働き方改革(下請けいじめ防止編)」90.0%、「オリパラ交通対策(大本番を見据えた交通量削減・交通規制編)」88.8%、「消費税(家計への影響を緩和するために編、引上げの必要性と増税分の使いみち編、景気への影響を緩和するために編)」63.9%、「消費税(引上げに伴う対策編)」71.4%、「即位の礼(外国元首・祝賀使節の来日等に伴う交通規制編)」93.3%、「内閣府政府広報室新型コロナウイルス対策編」53.3%、「内閣府政府広報室新型コロナウイルス対策2編」51.1%。特に「即位の礼(外国元首・祝賀使節の来日等に伴う交通規制編)」では、国民の関心が高いテーマを取り上げ、また、国民にお知らせすべきポイントを整理し、映像とともにナレーションでわかりやすく伝えることにより、高い理解度を獲得した。</p> <p>(2) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(新聞)」については、目標を達成した。「AV出演強要・JKビジネス被害防止」93.6%、「即位の日と10連休の対応」94.9%、「中小企業へのしわ寄せ防止」92.0%、「中堅企業等支援」72.0%、「外国元首等の来日に伴う交通規制」94.5%、「天皇陛下の「即位の礼)」96.0%、「台風第15号・第19号などで被災された皆さまへ」91.5%、「行政手続きの効率化による中小企業の働き方改革」79.6%、「新型コロナウイルス電話相談窓口のご案内」96.8%。国民の関心が高いテーマを取り上げ、また、国民にお知らせすべきポイントを整理し、イラスト等とともにわかりやすく表現することにより、多くのテーマで高い理解度を獲得した。</p> <p>(3) 測定指標「ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数」については、目標を達成した。国民のニーズや社会情勢に合った広報テーマを選定し、効果的なタイミングと適切なメディア活用で広報展開するとともに、「政府広報オンライン」においても、より国民の理解が得られるよう、「消費税率の引上げ」等の広報テーマについて特集ページ等を作成するなどコンテンツの充実を図ることにより、「政府広報オンライン」の総ページビュー数が大幅に増加した(月平均280万ビュー(昨年度月平均200万ビュー))。</p>			
次期目標等への反映の方向性	【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】				
	-				
	【次期の施策の方向性について】				
学識経験を有する者の知見の活用	【次期の測定指標の考え方について】				
	測定指標1に関しては、引き続きテレビCMカルテの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。				
	測定指標2に関しては、引き続きJ-MONITORの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標3に関しては、令和元年度実績以上に目標値を設定して目標達成に努めることとする。				
	【根拠とした統計・データ等】				
	テレビは、株式会社ニッポン放送の実施する調査「テレビCMカルテ」 新聞は、株式会社ニッポン放送が実施する調査「J-MONITOR」				
学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じてご意見を伺いながら、より効果的な広報戦略の検討を行っている。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和元年度 広報効果測定一覧(テレビCM)添付1	令和元年度 広報効果測定一覧(新聞広告)添付2			
担当部署名	大臣官房政府広報室		政策評価実施時期	令和2年8月	

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-12(政策4-施策6))

政策名	経済財政政策の推進																															
施策名	市民活動の促進																															
達成すべき目標	1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。																															
施策の概要	【施策の概要】 1. 多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信、特定非営利活動法人に関する調査等を行う。 2. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証等を実施する。 【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元年度においては、平成28年6月に成立した「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の一部が平成30年10月1日より施行されたこともあり、昨年度から引き続き、NPO法及び寄附税制について、内閣府NPOホームページへ掲載するなど、周知・運用を行った。同ホームページよりNPO活動の情報を一元的に入手できるため、NPO法に関するQ&AやNPO基礎情報等の充実を図っている。 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させる。これにより、NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。																															
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況</td> <td>当初予算(a)</td> <td>92</td> <td>70</td> <td>72</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>92</td> <td>70</td> <td>72</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	予算の状況	当初予算(a)	92	70	72	63	補正予算(b)	—	—	—	—	繰越し等(c)	—	—	—	—	合計(a+b+c)	92	70	72	—	執行額	62	62	48	—
区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度																												
予算の状況	当初予算(a)	92	70	72	63																											
	補正予算(b)	—	—	—	—																											
	繰越し等(c)	—	—	—	—																											
	合計(a+b+c)	92	70	72	—																											
執行額	62	62	48	—																												
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019(抄)(令和元年6月21日閣議決定) 第2章 5. (7)暮らしの安全・安心 ⑤共助社会・共生社会づくり SDGs実現を含む社会的課題の解決に寄与する公益活動に民間の資金、人材を広く呼び込むよう、社会的ファイナンスの活用を促進する。 このため、休眠預金等活用制度に基づき民間公益活動を支援する取組が2019年度中に始まることに伴い、その着実な進展を図る。情報発信を強化し、同制度への幅広い理解を促す。また、成果運動型民間委託契約方式の普及促進を図るとともに、地域の社会的課題に民間の立場から取り組む社会的事業の創出環境の整備を進める。 特定非営利活動促進法156が施行され20年を越えたことに伴う課題を踏まえ、NPO法人の活動の活性化に向けた環境整備を図るとともに、寄附の促進に向けた取組を進めるほか、ボランティア参加者の拡大や官民連携による協働(コレクティブイニシアティブ)の促進等による多様な担い手の参画を促進し、これらを通じ、共助社会の実現を図る。																															

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況																														
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況																							
定量的指標	□	1. 認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>25年度</th> <th>元年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>398法人</td> <td>対前年度比増</td> <td>893法人</td> <td>1,009法人</td> <td>1,067法人</td> <td>1,106法人</td> <td>1,152法人</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況	25年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		398法人	対前年度比増	893法人	1,009法人	1,067法人	1,106法人	1,152法人	○	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 制度周知の結果として、平成26年度の認定法人制度による認定(特例認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。						
			基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況																								
			25年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度																									
398法人	対前年度比増	893法人	1,009法人	1,067法人	1,106法人	1,152法人	○																											
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 特定非営利活動促進法72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。																																		
定性的指標	□	3. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等による支援の効果的・効率的な推進の調査状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>目標</th> <th colspan="5">施策の進捗状況(実績)</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>28年度</th> <th>元年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	基準	目標	施策の進捗状況(実績)					達成状況	28年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	○	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 定性的な指標として、復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させることを設定。						
			基準	目標	施策の進捗状況(実績)					達成状況																								
			28年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度																									
復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	○																											

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) すべての測定指標で目標が達成されたことから、「② 目標達成」とした。
施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については、目標を達成した。 ・主要な要因として、内閣府NPOホームページへ掲載するなどNPO法及び寄附税制の周知・運用、情報発信等を行った結果である。 ○測定指標2については、目標を達成した。 ・主要な要因として、NPOホームページを運用・管理するシステムのデータセンタ変更により通信速度が向上し、利用者がより閲覧しやすい環境となったこと、また、貸借対照表の公告機能を追加し法人自身による情報発信力の強化が図られたことにより、利用者数が増加した結果である。 ○測定指標3については、目標を達成した。 ・作成した調査報告書(「令和元年度東日本大震災の被災地におけるNPO等による復興・被災者支援の推進に関する調査報告書」)が公表されるとともに、各県の行政担当者やNPO等の手に渡り活用されることで、被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進することに寄与したと考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 —
次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・これまで順調に認定法人数は増加してきたが、今後更新を選択しない法人により認定法人数が伸び悩む可能性もあるところ、これまでに以上、内閣府NPOホームページへ掲載するなどNPO法及び寄附税制の周知・運用を行い、認定法人数の増加に向け努めてまいりたい。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・これまで順調にアクセス数は増加してきたところ、引き続き、NPOホームページを通して、情報の提供に努めてまいりたい。 ○測定指標3については引き続き目標達成に努めることとする。 ・今後も引き続き調査事業を進め、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援を効果的・効率的に推進してまいりたい。 【根拠とした統計・データ等】 ○測定指標1: 認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin)
学識経験を有する者の知見の活用	—
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ホームページアクセス件数: ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○東日本大震災の被災地におけるNPO等による復興・被災者支援の推進に関する調査(令和元年度) (https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/kizunaryoku/chosa.html)
担当部署名	政策統括官(経済社会システム担当)
政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-13(政策4-施策⑦))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進					
達成すべき目標	NPO等による行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施。					
施策の概要	【施策の概要】 被災地等において復興・被災者支援を図っていくため、「絆力(きずなりよく)」(※)を活かした復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援を実施。 ※ 絆力:NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等と結びつける力					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 ・絆力を活かした復興・被災者支援 「電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援」「仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地における地域コミュニティの形成を推進」「復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応」といった支援を行うNPO等の取組を支援 ・復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、学識経験者、専門家等)や他団体等と結びつけるためのマッチング・交流等を各県が実施					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	203	203	191	168
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	203	203	191	—
執行額	186	168	167	—		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019(抄)(令和元年6月21日閣議決定) 第2章 5. (7)暮らしの安全・安心 ⑤共助社会・共生社会づくり SDGs実現を含む社会的課題の解決に寄与する公益活動に民間の資金、人材を広く呼び込むよう、社会的ファイナンスの活用を促進する。 このため、休眠預金等活用制度に基づき民間公益活動を支援する取組が2019年度中に始まることに伴い、その着実な進展を図る。情報発信を強化し、同制度への幅広い理解を促す。また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を図るとともに、地域の社会的課題に民間の立場から取り組む社会的事業の創出環境の整備を進める。 特定非営利活動促進法が施行され20年を経たことに伴う課題を踏まえ、NPO法人の活動の活性化に向けた環境整備を図るとともに、寄附の促進に向けた取組を進めるほか、ボランティア参加者の拡大や官民連携による協働(コレクティブインパクト)の促進等による多様な担い手の参画を促進し、これらを通じ、共助社会の実現を図る。					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
□			1.NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援を実施または実施に関わった団体数	145団体	80団体		102団体	130団体	145団体	223団体	○
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の広がりを測定することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県(岩手県、宮城県、福島県)からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。							
☑			2. NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業の受益者(被災者)へのアンケートにおいて、本施策で支援した取組について有益であった旨の評価をした受益者の割合	79.9%	70%		80.3%	83.7%	79.9%	79.7%	○
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・当該事業において支援したNPO等による復興・被災者支援の取組の効果を、受益者の観点から評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。							

参考指標	1. NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO法人等が主体となった復興・被災者支援の取組件数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		—	56	62	57	58

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 目標が達成されたことから、「② 目標達成」とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した。 ・各県のHP等で周知が十分なされたことが主な要因として考えられる。 ○測定指標2については目標を達成した。 ・各県において、外部有識者等で構成した審査委員会の選定に基づき助成対象取組を採択したことで、被災者のニーズに即した取組が実施され、被災者の支援に役立ったことが主な要因として考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 —
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1、2ともに引き続き目標達成に努めることとする。 ○これまで順調に施策が進展してきたところ、引き続き施策を着実に進展させてまいりたい。 【根拠とした統計・データ等】 —

学識経験を有する者の知見の活用	各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。 (※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業審査委員会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-16(政策5-施策①))

政策名	地方創生の推進				
施策名	「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進				
達成すべき目標	<p>「環境未来都市」構想の取組を推進するとともに、自治体における地方創生SDGs推進の観点から、SDGsの達成に向けて優れた取組を行う都市を「SDGs未来都市」として選定し、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定し資金的支援を行うことで、成功事例を創出する。また、その成功事例を普及展開することで、自治体におけるSDGs達成に向けた取組を国内外へ広く発信し、地方創生の更なる深化につなげる。</p>				
施策の概要	<p>【施策の概要】 環境未来都市・環境モデル都市の取組支援等に加え、自治体における持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組を推進する。具体的には、地方創生に資するSDGsの取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する。その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定し資金的支援を行うとともに、「自治体SDGs推進関係者庁タスクフォース」を設けて支援することにより、成功事例を創出する。 また、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」や「地方創生SDGs金融」に係る取組を引き続き強力に推進する。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】 1. 「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定 地方創生分野における日本のSDGsモデルの構築に向け、優れた取組を提案する都市を公募し、令和元年7月に「SDGs未来都市」として31都市を選定するとともに、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として10事業選定し、補助金支出等の支援を行った。 2. 「地方創生SDGs国際フォーラム」の開催 SDGs未来都市等における取組の国内外へに向けた普及展開や都市間ネットワークの形成等を目的として、令和2年1月に「地方創生SDGs国際フォーラム2020」を開催した。(参加数約640人) 3. 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の取組推進 平成30年8月に「環境未来都市」構想推進協議会を改組し設置された「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」において、令和元年8月に、多様なステークホルダー間のパートナーシップを深め官民連携の取組を促進することを目的として「令和元年度地方創生SDGs官民連携プラットフォーム総会」及び関連イベントを開催し、官民連携を促進するためのマッチングや分科会の取組等に係る支援を行うとともに、成功事例の普及展開を図った。 4. 「地方創生SDGs金融」の取組推進 地方創生SDGsに取り組む地域事業者とその取組に対して積極的に支援を行う地域金融機関を地方公共団体がつなぎ、地域における資金の還流と再投資を生み出し、全てのステークホルダーが関わる「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成を目的とし、令和元年8月から9月にかけて「地方創生SDGs金融調査・研究会」を開催し、報告書の取りまとめを行った。 5. 上場企業及び機関投資家等における地方創生SDGsに関する調査 令和2年1月に、企業の日本国内の地域課題解決へ向けた自発的な取組の促進を図ることを目的として、「上場企業及び機関投資家等における地方創生SDGsに関する調査」(上場企業を対象にSDGsの取組状況や関心度等を調査)を行い、その結果を分析したうえ取組事例について情報発信し普及展開を図った。</p>				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算(a)	56	532	535	473
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	18	
	合計(a+b+c)	56	532	553	
	執行額	48	449	431	
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」(平成30年12月21日閣議決定) 「SDGsアクションプラン2019」(平成30年12月「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」決定)</p>				

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
□	定量的指標	□	1 都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合	1%	30%	-	-	1%	5%	13%	-
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」(平成30年12月21日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主要な重要業績評価指標として、令和2年までのKPIとして都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合:30%とされているため。								
□	定量的指標	□	2 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」(※)への参加団体数 ※H30.8月に「環境未来都市」構想推進協議会より改組	255団体	900団体	-	-	266団体	273団体	1,235団体	○
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地方創生SDGsの取組促進及びそれに資する「環境未来都市」構想を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的として設置された「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」における構成団体数の増加は、地方公共団体や民間企業等が当該目的の趣旨に賛同した結果であり、そのことは地方創生SDGsの推進につながると言えるため。								

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1については目標設定年度に向け取組を推進中であり、同2については既に目標値を上回る結果となっている。また、国際フォーラムの開催や地方創生SDGs金融の取組推進により、地方創生SDGsの普及促進活動に進展があったと考えるため、③相当程度進展ありと判断した。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> 測定指標1については目標設定年度に向けて、今まで以上に重点を置いて対応していく必要がある。目標を達成した同2については引き続き当該取組を推進するが、新たな指標を設定することが必要と考える。また、「環境未来都市」構想推進協議会から改組した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」において目標を達成したことを受け、今後の施策としては「地方創生SDGsの推進」を主として、地方創生SDGsの理念と軌を一にする「環境未来都市」構想については内包的に推進していく。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 特になし
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> 引き続き推進 <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> 測定指標1については目標達成に向け、引き続き「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定事業により成功事例を創出する等、横展開の普及啓発を推進していく。 同2については、今後は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において設定されたKPIである「SDGs未来都市選定数(令和6年度までに累計210都市)」等を基に推進していく。 【根拠とした統計・データ等】 ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)
	学識経験を有する者の知見の活用	「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定委員や「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の役員等において、学識経験を有する者を設定しており、その知見を活用している。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし		
担当部署名	地方創生推進室	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-17(政策5-施策②))

政策名	地方創生の推進					
施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進					
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者の安全確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に必要なエネルギーの安定供給を目的としている。					
施策の概要	【施策の概要】 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成・改善することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって円滑な都市再生を実現するもの。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 各都市再生緊急整備協議会に対して、計画の検証スケジュールや内容等を照会し、計画的な検証・改善が実行できているかを確認するとともに、必要に応じて個別に協議会を通じた働きかけも実施。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
		当初予算(a)	-	-	-	-
	予算の状況	補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	0	0	0	-
執行額		-	-	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化アクションプラン2018					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況					達成状況		
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					
				平成30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度		30年度	令和元年度
定量的指標	-	-	1.都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの実施数(累計)	11	13	2 単年(2)	5 (3)	9 (4)	13 (4)	14 (1)	○
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・国土強靱化アクションプラン2014において、都市再生緊急整備地域では、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべき、エリア数の目標を設けてきた。 ・平成30年度までの目標は達成した一方、都市再生安全確保計画は地域を取り巻く状況の変化や施設整備の進捗状況を定期的に把握し、地域の災害時のリスクや防災上のしせ資源の変化を踏まえて、継続的に計画の改善を重ねることが重要であるため、これまで作成済みである21計画すべてに対し、5年以内のPDCAサイクルの実施を目標とするもの。							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) -
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの実施数は、目標を達成しており今後も引き続き、環境変化に応じた改定を目指していく。加えて、現在未作成の地域においても、安全確保計画の必要性について広く周知することで、新たな計画作成も推進していく。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進
		【次期の測定指標の考え方について】 - 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	都市再生の推進に係る有識者ボードのもとに設置された防災ワーキンググループにおける有識者からの助言をえて、今後(令和2年度内)都市再生安全確保計画作成の手引きを改定予定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	---------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-18(政策5-施策③))

政策名	地方創生の推進				
施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進				
達成すべき目標	地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を育成・普及を促進する。また、地域におけるマッチングビジネスの早期市場化・自走化を図るとともに、地域企業の経営幹部や経営課題解決に必要な専門人材の確保を通じて、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>地方版総合戦略の実行段階においては、地方創生リーダーの人材育成・確保が重要となる。そのため、地方創生カレッジ事業において、実践的な知識をeラーニング講座で提供するほか、必要に応じて実地講座も効果的に取り入れることで、知識やスキルを習得できるようにする。加えて、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく。また、地域企業が「攻めの経営」への転換を実現するため、プロフェッショナル人材の採用支援や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材を発掘・育成していく。加えて、日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体である地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行う。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】</p> <p>潜在成長力のある地域企業に対して、新販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促すとともに、それを実践できるプロフェッショナル人材の採用を支援するため、各道府県は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。令和元年度は、継続的に地域企業の掘り起しを進めるとともに、人材ビジネス事業者・都市部大企業等との連携強化や、兼業をはじめとした柔軟な働き方改革の促進、地域商社・DMO等に対する人材面での支援等による地方への多様な人材選流ルートの開拓を推進した。加えて、日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体に対する支援を開始するための取組を行った。</p> <p>また、地域における地方創生人材の育成に向けては、地方創生に真に必要かつ実践的な知識をeラーニング形式で幅広く提供する地方創生カレッジを平成28年12月に開講している。開講以降、講座の拡充に努め、令和2年3月末時点で175講座が開講し、受講者は20,783人となった。eラーニング講座のほか、必要に応じて実地講座も効果的に取り入れている。加えて、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げており、地域における地方創生人材の育成を支援している。</p>				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
予算の状況	当初予算(a)	0	298	356	424
	補正予算(b)	0	99	1,007	0
	繰越し等(c)	700	-99	-1,007	
	合計(a+b+c)	700	298	356	
執行額		700	295	407	
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」Ⅲ(1)-(エ)-③				

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
□	定量的指標	□	1. プロフェッショナル人材事業戦略拠点等の相談件数	26年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成状況
			0件	5万件(累計)	2,186件	12,726件	22,910件	33,742件	43,867件	△	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】											
・地域企業の成長を担うプロフェッショナル人材確保の支援のため、人材戦略拠点等の相談件数を測定指標とする。											
□	定量的指標	□	2. 地方創生カレッジの受講者数	基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況	
			26年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成状況	
			0人	1万人(累計)	0	3,925人	13,167人	18,672人	20,783人	□	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】											
・地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラム(eラーニング)を構築し、幅広く提供することを通じて、全国各地に地方創生を担う人材の育成・確保を図る。											

参考指標	1. プロフェッショナル人材事業戦略拠点等を通じた成約件数(累計)	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		26件	1,032件	2,879件	5,495件	8,617件

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1は令和元年度累計目標比87.7%の進捗にとどまった。また、測定指標2は令和元年度において累計目標値(10,000人)に対し207.8%の進捗となったことから、上記の判断とした。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標1は目標を達成できなかった。 ・本事業は、地域企業の成長戦略や課題、必要な人材像を明確化することで、人材の採用を支援する事業であるが、事業開始から5年目となる令和元年度は、地域企業の抱える潜在ニーズを引き出し、企業からの相談に対しより丁寧に対応することで、ミスマッチを極小化することに努めた根拠が多かったことが要因と考えられる。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、相談件数は平成30年度と比較し、減少しているものの、成約件数は令和元年度を大きく上回る実績となっている。</p> <p>○測定指標2は目標を達成した。 ・開講後2～3年間で受講者10,000人を目標としていた中、開講から約1年(2017年11月)でこの目標に到達。令和元年度は、引き続き講座を充実させるとともに、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生カレッジの普及・促進に注力したことが目標を大幅前倒しで達成した要因と考えられる。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 特になし</p>
次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進	
	【次期の測定指標の考え方について】	<p>○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・これまで順調に施策が進展してきたところであるが、さらなる実績を積み上げるべく、各拠点への支援、連携強化等により事業を推進してまいりたい。</p> <p>○測定指標2については、目標を達成したものの、引き続き、幅広い受講者層の拡大に努めることとする。 ・受講者のニーズ、「地方創生人材育成のための推進会議」における委員との意見交換、今後の各施策の展開等を踏まえ、更なる充実を図っていくことが、各自自治体等における地方創生の取組を加速化・深化させるために重要であるため、引き続き推進してまいりたい。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>○プロフェッショナル人材事業実績データ (相談件数・成約件数の推移) https://www.pro-jinzai.go.jp/recruit/index.html</p> <p>○地方創生カレッジ受講データ (受講者の推移) https://chihousei-college.jp/transition.html (受講者の内訳) https://chihousei-college.jp/breakdown.html</p>

学識経験者有する者の知見の活用	-		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		
担当部局名	地方創生推進室	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-19(政策5-施策4))

政策名	地方創生の推進					
施策名	地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進					
達成すべき目標	地方創生の推進に向けたRESASの普及促進					
施策の概要	【施策の概要】 地方公共団体による「地域経済分析システム(RESAS)」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、国の出先機関に専門人材を配置するとともに、産業、観光、人口等の分野において、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣するなどRESASの普及を促進する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等において、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援のため、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局等に活用支援業務を実施する政策調査員の配置、③地方公共団体職員及び住民向けの説明会の開催、④政策アイデアコンテストの開催、⑤RESAS等に関する利活用状況調査等を実施した。 ①有識者の派遣については、産業、観光、人口等の分野における政策立案について、RESASによる分析に基づき有識者を交えて議論を行う「政策立案ワークショップ」を全国6地域で実施した。 ②内閣府及び関係省庁の地方局等に活用支援業務を実施する政策調査員の配置、③地方公共団体職員及び住民向けの説明会の開催については、令和元年度は地方局等に政策調査員を23名配置し、全国で延べ270回の説明会や研修会を実施した。④政策アイデアコンテストについては、令和元年12月14日に東京にて開催し、全国から1,115件の応募があった。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	146	137	137	119
		補正予算(b)	-25	93	120	759
		繰越し等(c)	-	-114	-16	
		合計(a+b+c)	121	116	241	
執行額	97	99	225			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、まち・ひと・しごと創生基本方針2019、日本再興戦略、骨太方針、世界最先端IT国家創造宣言					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				
1. RESASについての行政職員や住民を対象とした説明会等の実施件数	定量的指標	☑		令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
				200	40	198	268	289	270	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、データに基づく政策立案やビジネスモデルの創出ができるよう、「地域経済の見える化」の推進を行うとされているため。										
2. 政策アイデアコンテストの開催回数	定量的指標	☐		令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
				1	1	1	1	1	1	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、データに基づく政策立案やビジネスモデルの創出ができるよう、「地域経済の見える化」の推進を行うとされているため。										

参考指標	1. 政策アイデアコンテストの応募者数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		907件	699件	975件	832件	1,115件

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) -
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1『RESASについての行政職員や住民を対象とした説明会等の実施件数』については目標を達成した。 ・主な要因としては、地方経済産業局などの国の出先機関へのRESAS専門人材の配置や、有識者派遣体制を構築していることや、各地域の経済産業局等による出前講座、地方公共団体に対し件定型的継続的な分析・検討や「政策立案ワークショップ」等、RESASの習熟度に応じ多様なメニューを提供したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。 ○測定指標2『政策アイデアコンテストの開催回数』については目標を達成した。 ・政策アイデアコンテストについて令和元年12月14日に東京にて開催し、全国から1,115件の応募があった。ポスター・チラシ・SNS等を活用した積極的な広報が、目標達成及びRESAS活用促進に寄与したと考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標は、令和元年度と同程度の数値目標を再設定し、その達成に努めることとするが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年どおりの研修会等の実施が困難な状況であることから、目標達成に影響を及ぼす可能性がある。 これまで順調に施策が展開してきたところ、感染症の影響に配慮しつつ、引き続き「RESAS専門人材の配置」や「有識者の派遣」といった施策を着実に進展してまいりたい。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
担当部局名	地方創生推進室
政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-20(政策5-施策⑤))

政策名	地方創生の推進					
施策名	国家戦略特区の推進					
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。					
施策の概要	【施策の概要】 経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 ・「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備や地域限定型規制のサンドボックス制度創設に関する規定を盛り込んだ国家戦略特別区域法改正法案を、令和元年6月7日に閣議決定した。 ・「建築物用地下水の採取(帯水層蓄熱型冷暖房事業)」や「外国人留学生の就職活動支援事業」など、新たに12の規制改革事項が活用可能となった。 ・「農家レストラン(地域農畜産物利用促進事業)」など、3つの国家戦略特区の規制改革事項が、全国でも活用可能となった。 ・国家戦略特区の取組の加速化に向けて、スーパーシティスマートシティフォーラム2019の開催やホームページの充実等、広報活動の強化を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	287	198	196	408
		補正予算(b)	-	151	-	-
		繰越し等(c)	-	-151	151	-
	合計(a+b+c)	287	198	347	-	
執行額	92	111	231	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2回[2]3. 国家戦略特区の推進 第195回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成29年11月17日) 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日) 第197回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成30年10月24日)					

区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
			基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
定量的指標	□	1. 規制改革事項(規制改革メニュー)数の累計 (注)規制改革事項(規制改革メニュー)には、国家戦略特区としての提案を構造改革特区の事項(メニュー)として措置したもの、全国措置されたものを含む。	26年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
			28	110	63	78	89	94	106	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(令和2年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても令和2年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に創設した規制改革事項数(規制改革メニュー数)は、平成26年度で28項目、平成27年度で30項目による。令和元年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約30項目)と比べ、3分の1の約10項目(令和元年度～令和2年度)の創設を目指す。										
定量的指標	□	2. 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	26年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
			50	330	135	233	283	315	354	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(令和2年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても令和2年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に認定された区域計画の新規事業数は、平成26年度で50件、平成27年度で85件による。令和元年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約65項目)と比べ、3分の1の約20件(令和元年度、令和2年度)の新規事業数の増加を目指す。										

参考指標	1. 世界銀行のビジネス環境ランキング(OECD)	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		19位	24位	26位	24位	25位

目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標1・2とも目標を達成したことから、上記判断とした。
施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成したが、目標値に及ばなかった。 ・目標値には及ばなかったが、自治体や事業者からの大胆な規制改革提案の掘り起こしを行うため、随時新規提案を受け付けし、その後国家戦略特区ワーキンググループにおいて検討を進めているところ。今後も、関係府省庁との調整を進め、必要な規制制度改革について速やかに措置し目標の達成に寄与するよう進めていく。 ○測定指標2については目標を達成した。 ・事業の実施状況等について適切な評価を行うとともに、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を活用し、具体的な事業を見える形で実現するよう自治体等への働きかけや、特区自治体等からの相談等にきめ細かな対応したことが目標の達成に寄与したと考えられる。また、「高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設」や「保安林の指定解除手続期間の短縮」等の特例事項が令和元年度に初活用されるなど、区域自治体のニーズに沿った岩盤規制改革を行ってきたことが、目標達成に大きく寄与したと考えられる。さらに、新たに12の規制改革事項を措置したことで、計106の改革事項から事業の具体化を図れるようになったことも目標達成の要因と考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、今後も目標が達成できるよう努めていく。 ・令和元年度の目標については、目標値に及ばなかったが、引き続き、目標達成に向けて、産業の国際競争力の強化や国際的な経済拠点の形成のため着実に規制改革を推進してまいりたい。 ○測定指標2については、今後も目標が達成できるよう努めていく。 ・令和元年度の目標については、達成することができた。引き続き、目標達成に向けて推進してまいりたい。 【根拠とした統計・データ等】 -
学識経験を有する者の知見の活用	-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-

担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-21(政策5-施策⑥))

政策名	地方創生の推進				
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定				
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進すること。				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】</p> <p>令和元年度においては、新たに15市の中心市街地活性化基本計画を認定し、平成30年度定期フォローアップ報告において目標達成が見込まれないと自己評価した38自治体に対し、改善方策の検討について助言を行った。</p> <p>また、「中心市街地活性化促進プログラム」(令和2年3月23日中心市街地活性化本部決定)を策定し、同プログラムに基づく「重点的な取組」に対して国が積極的に支援することを決定するとともに、同内容を反映させるための基本方針の変更を行った。</p> <p>さらに、同プログラムに対応する取組・支援措置活用事例集を作成した。</p>				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
予算の状況	当初予算(a)	9	8	5	5
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	9	8	5	-
執行額		9	6	4	
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>中心市街地・商店街の活性化</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(平成30年12月21日閣議決定)</p> <p>地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>地方都市等における「稼げるまちづくり」の推進等</p>				

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				25年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度		30年度	令和元年度
		☑	1.計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	41%	60%	55%	70%	62%	64%	61%	○
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】							
				計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を図る指標として設定。							

参考指標	1.新たに認定された基本計画の数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		20	14	13	8	15

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 令和元年度に基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、74指標のうち45指標で、約61%となった。年度ごとの目標値を上回ったため、上記判断とした。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>目標達成した主な要因として、自治体が行う定期及び最終フォローアップにおける、フォローアップ実施マニュアルの改定等により促した、目標達成見通しの変更理由や目標達成ができなかった主な要因、計画変更等により状況が改善した例といった分析結果をとりまとめ、今後の施策推進の参考となるよう公表するとともに、引き続き、定期フォローアップにおいて、このままでは目標達成が見込まれないと自己評価した自治体に、個別ヒアリングを実施し、計画の見直し等について、助言を行ったことなどが考えられる。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】</p> <p>—</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>これまで順調に目標達成しているものの、実績値が前年度からは微減となっていることから、引き続き当該測定指標により目標達成に努めることとする。目標達成に向けては、令和2年3月に策定された「中心市街地活性化促進プログラム」に基づく「重点的な取組」に対して積極的に支援していくとともに、引き続き市町村との適時適切な協議や現地調査を通じたきめ細かい助言・指導の実施に加え、毎年実施する定期フォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を促し、また、関係府省庁連絡会議による更なる連携、成功事例についての調査、分析等により、全国の取組を刺激するなど中心市街地の活性化を図り、目標達成を目指していく。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>中心市街地活性化基本計画 令和元年度最終・定期フォローアップ報告</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	中心市街地活性化基本計画 令和元年度最終フォローアップ報告
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-22(政策5-施策⑦))

政策名	地方創生の推進					
施策名	構造改革特区計画の認定					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					
施策の概要	【施策の概要】 地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元(平成31)年度は全国各地において、「特定農業者による特定酒類の製造事業」、「特産酒類の製造事業」、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」等を活用した構造改革特区計画を新規で17件認定し、地域の特性にあった施策を実現することができた。その中には新たな規制の特例措置として追加された「地方公共団体による特定市街地化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業」に関する認定1件および「清酒の製造場における製造体験事業」に関する認定2件が含まれる。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	12.0	11.0	9.2	7.9
		補正予算(b)	-0.4	-0.1	-0.1	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	11.6	10.9	9.1	-
執行額	2.3	2.4	2.8	-		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				24年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
		☑	1. 構造改革特区計画の認定件数	26件	21	23	23	22	18	17	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・地域活性化を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数は定量的な指標であるため測定指標とする。											

参考指標	1. 規制緩和のうち全国展開された件数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		2	3	2	0	1

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠) 認定件数が17件あり、それに加えて、新規特例措置が2件追加されたことから、構造改革の推進において一定の効果はあったと考えられるが、目標件数に達しなかったため上記の判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○構造改革特区計画の認定件数については、未達成であった。 ・構造改革特区計画の実施にあたっては、構造改革特区計画の認定を行うことで実効性のある地域を対象にして認定を行っているが、地方公共団体が規制の特例措置を活用したいと考えなければ認定申請には至らないことから、認定件数が目標値を下回る結果となった。そのため、評価としては「④進展が大きくない」と考えた。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○構造改革特区計画の認定件数は、これまでの認定件数の実績に鑑み、適正な目標値の設定を行う。 ・地方公共団体からの問い合わせや相談に対して、構造改革特区の活用により地域の活性化が図られた優良事例を紹介するほか、HPの内容の充実化を図る等、制度概要の情報発信を行うことで認知度を高め、地方公共団体が規制の特例措置を更に活用するよう促すとともに、認定申請に向けた取組を支援することで、認定件数の目標達成を目指すこととする。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○認定件数 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-23(政策5-施策8))

政策名	地方創生の推進					
施策名	地域再生の推進					
達成すべき目標	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。					
施策の概要	【施策の概要】 地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元年度においては、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」、地方公共団体の自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について施設整備等の取組を支援する「地方創生拠点整備交付金」、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄付を促進する「地方創生応援税制」等の支援措置を活用した地域再生計画が1,459件認定された。 また「地域再生計画の評価等に関する調査」において、事務連絡とあわせて制度の周知徹底を図るとともに、調査と並行して地方公共団体を訪問し、目標達成・未達成の要因等についてヒアリング調査を実施して現状把握及びフォローアップや助言を行うことで、地域再生制度の周知及びPDCAサイクルの強化を図った。 これらの取組を行うことで、地方公共団体が行う自主的かつ自律的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に寄与した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	310	336	384	364
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	310	336	384	-
執行額	260	302	283	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定) まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況					達成状況		
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					
1. 地域再生計画の認定件数	□			20年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
				100件	1,190件	119件	2,158件	1,649件	1,019件	1,459件	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。											
2. 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	□			基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況	
				20年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
65%	70%	66.2%	64.4%	56.1%	48.7%	集計中	-				
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり 測定指標2(計画期間が終了した計画の目標達成状況)については現在調査中であるが、令和元年度に実施したアンケート調査において、令和元年度終了予定の計画を含む全ての現行計画の進捗状況を調査したところ、調査実施時点で66.5%が目標を達成できる見込みとの回答があった。当該調査対象には、事業の初期段階の計画も相当数含まれていることを考慮すると、今後の調査結果はより目標に近い割合の実績値が見込まれるため、「相当程度進展あり」と暫定的に判断した。 (集計予定時期:令和3年1月~2月)
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標値を上回る結果となった。 ・地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方創生応援税制等の支援措置を活用した地域再生計画が多くの地方公共団体で作成され、認定件数は目標値を2割ほど上回る1,459件であった。 ○測定指標2については令和元年度実績値を現在集計中である。 ・調査と並行して地方公共団体を訪問しヒアリング調査を実施することにより、現状把握及びフォローアップや助言を行うなどすることで、目標値の7割~8割ほどの水準を維持している。令和元年度分の実績値については令和3年1月~2月頃に集計予定である。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、令和元年度実績値等を勘案して適切な目標を設定する。 ・認定件数実績と地方創生推進交付金等の支援措置等を勘案して設定するとともに、引き続き制度面・情報面・人材面での支援を充実し、認定件数を増加させる。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・平成27年度から30年度実績値等を勘案し、測定指標2は妥当であると考えられることから、引き続き、定期的に地方公共団体自らが現状、実施状況等を把握し、明確なPDCAメカニズムのもと、政策効果を客観的に検証し、改善等を行うことができるよう情報発信していくとともに、更なる運用改善に努めていく。 【根拠とした統計・データ等】 ・地域再生計画の評価等に関する調査 報告書(令和2年3月) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/siryou/r1_chosa.pdf

学識経験を有する者の知見の活用	-		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・認定件数 認定された地域再生計画について(第52回~第55回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html		
担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-24(政策5-施策⑨))

政策名	地方創生の推進					
施策名	総合特区の推進					
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					
施策の概要	【施策の概要】 総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会で国と地方の協働プロジェクトとして推進した。 また、有識者による評価調査検討会を開催し、各総合特区の目標の達成状況等について評価を行った。 さらに10特区について現地調査を実施し、施策の実施状況の確認等を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	2171	998	793	580
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	-
		合計(a+b+c)	2171	998	793	-
執行額	875	868	499	-		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) 総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
定量的指標	-	□	1. 総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	令和2年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-
				-	国際3.8点 地域3.8点	国際4.1点 地域3.7点	国際4.2点 地域3.7点	国際4.1点 地域3.9点	国際4.2点 地域3.9点	R2.10 以降確定	-
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 測定指標については、「総合特別区域事後評価の手引き」に基づき、各総合特区の点数評価を行い、全総合特区の平均点数を測定指標としている。 【総合特区評価指標例(各特区毎に異なる)】 ・食品輸出額の増加、航空宇宙産業生産額の増加、林業生産額の増加、エネルギー自給率の増加、新規就農者数の増加、人口の社会動態 【算定方法】 ①各指標の目標達成に向けた取組の進捗に関する評価点数((数値目標に対する達成度の定量的評価+有識者による取組に対する点数評価)÷2) ②支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価点数(有識者による取組に対する点数評価) ③取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価点数(有識者による取組に対する点数評価) ・各総合特区の評価点数=(①+②+③)×2/4											

参考指標	1. 総合特区事後評価(単年度評価)対象区域数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		国際: 7特区 地域: 41特区	国際: 7特区 地域: 36特区	国際: 7特区 地域: 32特区	国際: 7特区 地域: 31特区	国際: 7特区 地域: 28特区

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠) 令和元年度の評価結果については、令和2年6月半ばを目標に指定地方公共団体等から自己評価書が提出され、有識者委員による評価を経て本年10月を目途にとりまとめ、公表する予定であるため、現段階では目標達成度合いの測定ができない。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 令和2年10月以降に、有識者委員により評価、算出された測定指標を元に分析を行う。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 令和2年10月以降に、有識者委員により評価、算出された測定指標を元に分析を行う。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進していく必要があり、令和元年度の評価結果がとりまとめまでの間は、平成30年度の評価結果を踏まえ、事業を推進していく。令和2年10月以降に、有識者委員により評価、算出された測定指標を元に分析を行う。 【根拠とした統計・データ等】 評価・調査検討会における総合特区の令和元年度評価

学識経験を有する者の知見の活用	有識者委員による評価・調査検討会を開催し、評価においてその知見を活用している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「評価書」 総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から「評価書」の提出を受け、有識者委員による評価・調査検討会において、評価をおこなっている。
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-25(政策5-施策⑩))

政策名	地方創生の推進				
施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金 具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。 ・地方大学・地域産業創生交付金 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の修学及び就業を促進する。 				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。 ・地方大学・地域産業創生交付金 首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。 <p>【令和元年度に実施した具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金については、申請前に事前相談会や個別相談を随時実施するなど、申請前の事業設計段階から積極的に地方公共団体からの問合せに対して対応した。この結果、令和元年度に採択した2,108事業の全てについて適切にKPIが設定されたところである。KPIを達成した割合を増加させるため、事業実施主体である地方公共団体に対し、随時個別相談を実施するほか、特に優良な事例について、特徴的な事例として公表することにより、設定されたKPIの達成に向けた取組の支援を行った。 ・地方大学・地域産業創生交付金については、申請があった全3団体について、「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」(座長：坂根正弘 コマツ顧問)において、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針」に定める10基準(評価基準：①自立性(自主性)、②地域の優位性、③KPIの妥当性及び実現可能性、④地域全体への波及性及び大規模性、⑤事業の先進性、⑥産業振興及び専門人材育成の一体性、⑦産官学連携の実効性、⑧大学組織改革の実現可能性及び実効性、⑨事業経費の効率的な運用、⑩実施スケジュールの妥当性)に照らし、書面評価、現地評価、面接評価を実施。これを踏まえ、2団体について交付対象事業を決定した。 				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
予算の状況	当初予算(a)	100,036	102,238	102,526	102,488
	補正予算(b)	50,724	56,242	59,047	56,897
	繰越し等(c)	-53,242	-56,047	-56,897	
	合計(a+b+c)	97,518	102,433	104,676	
執行額		86,019	92,271	94,635	/
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019改訂版)、「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」(平成27年8月4日まち・ひと・しごと創生本部決定)、まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)、新経済・財政再生計画 改革工程表(2019改訂版)、第198回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成31年1月28日)				

区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
			基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
測定指標	□	1.地方創生推進交付金の交付対象となる事業に対して、事業の実施主体がKPIを設定した割合	28年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地方公共団体のKPI設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提とした地域再生法に基づく法律補助の交付金であるため。									
	☑	2.地方創生推進交付金を活用して実施した事業について、事業の実施主体が事前に設定したKPIを達成した割合	28年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-
			66%	77%	84%	81%	80%	今後集計予定		
	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 本交付金事業におけるKPIは、地方版総合戦略等に掲げられた地域の目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標であるため。									
□	3.地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の生産額等が増加した認定計画の割合(%)	29年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	
		-	70	-	-	-	50	今後集計予定		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。										
□	4.地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の雇用者数が増加した認定計画の割合(%)	29年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	
		-	70	-	-	-	33	今後集計予定		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。										
□	5.地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画における専門人材育成プログラム受講生が地元就職・起業した認定計画の割合(%)	29年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	
		-	70	-	-	-	100	今後集計予定		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。										
☑	6.地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関し、目標とする大学組織改革に向けた年度毎の取組目標を達成した認定計画の割合(%)	29年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○	
		-	100	-	-	-	100	100		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める上で、計画において大学組織改革を実施することを要件としているため。										

参考指標	1. 地方創生推進交付金における 交付対象自治体数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		—	882	1,259	1,323	1,236
参考指標	2. 地方創生拠点整備交付金にお ける交付対象自治体数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		—	609	299	172	149
参考指標	3. 地方大学・地域産業創生交付 金における交付対象自治体数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		—	—	—	7	2

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) — (判断根拠) ・測定指標1について目標を達成している。 ・測定指標2については、効果検証を継続しているところであるため、最終的な数値は判明していない。 ・測定指標3～5は統計等の数値が未確定のため、判定不能。 ・測定指標6は目標達成できたと判断したため、この測定結果とした。	
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した。 交付対象事業の採択に当たっての条件としてKPIの設定を設けていることや、事前相談会や個別相談を通じて事業の実施主体である地方公共団体からの問合せに丁寧に対応したことが主な要因として考えられる。KPIの達成状況については、現在各地方公共団体において集計中。 すべての採択事業において、アウトカムベースで設定されたKPIを基に、具体的な成果目標とPDCAサイクルを確実に実行することにより、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を安定的・継続的に支援することができている。 ○測定指標2については今後各地方公共団体における効果検証作業が完了した後に報告される予定であり、その報告内容を踏まえて令和2年度後半に国においてとりまとめる予定である。 ○測定指標3～5については確定値が出ていないため、判定不能。 確定値を待ち次第、検証を行う予定。 ○測定指標6については目標を達成した。 ヒアリング等による進捗管理や伴走支援を通じ、全ての採択事業において、大学における組織の新設、人材の招へいなど、「目標とする大学組織改革に向けた年度毎の取組目標が達成されていることを確認できた。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 特になし。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響が今後大きく出てくると見込まれる。	
	次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については引き続き目標達成に努めることとする。 ○測定指標2については、各地方公共団体によって実施されている効果検証作業の結果に基づいてとりまとめるものであり、各地方公共団体での作業が完了し報告を受けた時点から順次集計し、できる限り速やかに結果を取りまとめ、次期目標施策へ反映させることとする。 ○測定指標3～5については確定値が出た後、できる限り速やかに検証を行う。なお、今般の新型コロナの情勢を鑑みると外部要因が大きくなるのが想定されることため、目標値については見直しの検討も必要になると見込まれる。 ○測定指標6については引き続き目標達成に努める。 今年度は順調に進展したため、引き続きヒアリング等による進捗管理や伴走支援を行うことで、施策を着実に進展してまいりたい。なお、今般の新型コロナの情勢を鑑みると外部要因が大きくなるのが想定されることため、目標値については見直しの検討も必要になると見込まれる。 【根拠とした統計・データ等】 —	
学識経験を有する者の 知見の活用	—		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	—		
担当部局名	地方創生推進事務局	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-28(政策8-施策①))

政策名	科学技術・イノベーション政策の推進					
施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等					
達成すべき目標	我が国の原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用という。»)に関する取組について、国内及び国際社会への情報発信により理解を増進させる。					
施策の概要	【施策の概要】 我が国の原子力利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施し、国民の理解増進に向けた貢献を目的とする。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 国内外の原子力動向を把握するための調査や原子力分野における情報体系の構築に向けた調査等を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	123	124	129	127
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	123	124	129	-
執行額	108	112	86	-		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
				平成30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
		☑	1. 原子力委員会Webサイトのアクセス件数(同一日における、同一端末からの複数アクセスは重複しない。)	735,203	735,203	477,350	507,002	579,577	735,203	760,686	○
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 我が国の原子力利用に関する取組について、国内外における理解増進を図るため、積極的な情報発信等を原子力委員会Webサイトから行っており、取り組みが充実し、国民の関心や理解増進が進んだことは、原子力委員会Webサイトのアクセス件数を前年度以上とすることを以って測られるため。											

参考指標	1. 原子力委員会の議事録公表数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		43	46	40	45	47

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標が目標を達成したことから、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 令和元年度は、「原子力利用に関する基本的考え方」(平成29年7月20日原子力委員会決定、翌21日閣議にて尊重する旨決定)のフォローアップとして「平成30年度版原子力白書」を発刊、「原子力施設の廃止措置とマネジメント」を特集としてまとめた。 また、国際会議については、国際原子力機関(IAEA)総会における故・天野事務局長追悼ステートメント及び政府代表演説、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の運営、国際原子力エネルギー協カフレームワーク(IFNEC)における原子力の平和利用を進めるための方策の検討を実施し、原子力委員会定例会議にてこれらを報告した。さらに、本年2月に原子力委員会定例会議において、IAEAグロッシン事務局長を招聘し、原子力科学・技術に関する我が国の原子力関連機関との意見交換を実施した。 これら上述の取組については、議事録や資料等の公開を速やかに行った。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 原子力委員会の施策については、原子力委員会Webサイトにて議事録や資料等の公開によって発信することが基本となる。例年、原子力委員会Webサイトのアクセス数の伸びは一定の成果が表れているため、測定指標については引き続き、従来の設定通りとし、目標達成に努めることとする。 【根拠とした統計・データ等】 「原子力利用に関する基本的考え方」(平成29年7月20日原子力委員会決定、翌21日閣議にて尊重する旨決定) http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/kettei170720.pdf
	学識経験を有する者の知見の活用	-

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「原子力利用に関する基本的考え方」(平成29年7月20日原子力委員会決定、翌21日閣議にて尊重する旨決定) http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/kettei170720.pdf		
担当部局名	原子力政策担当室	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-31(政策10-施策①))

政策名	防災政策の推進					
施策名	防災に関する普及・啓発					
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。					
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。</p> <p>国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】</p> <p>本施策は、行政機関職員向けの研修や、国民向けの普及・啓発活動を通じて、防災に関する知識の定着、災害対処能力の向上を図るものである。</p> <p>国、地方公共団体の職員に対し「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」や地方で行う「地域研修」等を実施。</p> <p>令和元年度は、有明の丘研修として延べ40日間(10コース各2日間、9～10月・1～2月の2回)、地域研修については7地域で予定していたが令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風の影響対応のため、延べ10日間(5地域、各2日間)実施した。</p> <p>上記の施策を実施することで、国、地方公共団体に災害対応能力を有する職員が養成された。</p> <p>また、TEAM防災ジャパンは、全国各地で活動する官民の防災の担い手を育成・応援するため、総合防災情報のポータルとして日々の防災ニュースや防災イベント情報、災害ボランティア活動に関わる情等を発信し、防災能力の向上を図るものである。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
		当初予算(a)	540	526	520	554
		補正予算(b)	-5	-	26	51
		繰越し等(c)	-	-	-30	
		合計(a+b+c)	535	526	517	
執行額	523	508	521			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
				-	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
定量的指標	□	1.研修の総受講者数	基準値	目標値	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成状況	
			-	1,400	1,270	1,498	1,456	1,602	1,248	△	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】								
国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、研修の総受講者数を目標とするものである。											
令和元年度の実績値が下がったのは、受講予定者数は目標以上であったが令和元年度の台風等の大規模災害に伴い、受講予定者が災害対応のため受講をキャンセルしたり、中止となった地域研修がある等、やむを得ない事情によるためである。											
定量的指標	□	2.研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人の割合	基準値	目標値	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成状況	
			-	80%	72%	82%	96%	97%	98%	○	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】								
研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの80%以上の点数を得た人の割合を目標とするものである。											
定量的指標	□	3.ポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数	基準値	目標値	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成状況	
			-	250,000	274,118	441,117	556,367	812,816	684,494	□	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】								
防災に関する情報が集約されたポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数(設定理由)											
防災に関する有効的な情報と網羅的に閲覧することができるサイトの閲覧数を目標とするものである。											

目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③ 相当程度進展あり
施策の分析	(判断根拠)	測定指標「1.研修の総受講者数」が「△」となっているのは、受講予定者数は目標以上であったが令和元年度の台風等の大規模災害に伴い、受講予定者が災害対応のため受講をキャンセルしたり、中止となった地域研修がある等、やむを得ない事情によるためである。
評価結果	【測定指標の観点からの分析】	<p>○測定指標1については目標の89%に留まった。</p> <p>・目標に達しなかった理由は、受講予定者数は目標以上であったが令和元年度の台風等の大規模災害に伴い、受講予定者が災害対応のため受講をキャンセルしたり、中止となった地域研修がある等、やむを得ない事情によるためである。</p> <p>○測定指標2については目標を達成した。</p> <p>・有明の丘の研修において前年度の研修についてアンケートをもとに単元等を見直しカリキュラムの改善を図ったこと、一部コースにおいてインターネットによる事前学習プログラムの取組を行い事前学習を促したことが主な要因として考えられる。</p> <p>○測定指標3については目標値を達成した。</p> <p>・令和元年度に発生した、東日本台風等の災害に対するボランティア活動に係る情報について、集中的に発信したことも、閲覧数向上に寄与したと考える。</p>
	【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】	測定指標1の目標達成ができなかったのは、受講予定者数は目標以上であったが令和元年度の台風等の大規模災害に伴い、受講予定者が災害対応のため受講をキャンセルしたり、中止となった地域研修がある等、やむを得ない事情によるためである。
	【次期の施策の方向性について】	引き続き推進
次期目標等への反映の方向性	【次期の測定指標の考え方について】	<p>○測定指標1、2については引き続き目標達成に努めることとする。</p> <p>・これまで順調に施策が進展してきたところ、引き続き「研修の改善、実施」といった施策を着実に進展してまいりたい。</p> <p>○測定指標3については引き続き目標達成とともに、引き続きポータルサイトの内容充実にも努めることでサイト閲覧数の増加を図ってまいりたい。</p>
	【根拠とした統計・データ等】	—

学識経験を有する者の知見の活用	—		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・TEAM防災ジャパン: https://bosajapan.jp/		
担当部署名	政策統括官(防災担当)	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-32(政策10-施策②))

政策名	防災政策の推進					
施策名	国際防災協力の推進					
達成すべき目標	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る					
施策の概要	【施策の概要】 2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元年度は、第6回グローバルプラットフォーム会合・第6回日中韓防災閣僚級会合・国際復興フォーラム2020などの国際会議への出席を通して、我が国における防災に関する取組について発信を行った。 また、昨年度に引き続き、アジア防災センター(ADRC)を通じて、研究員受入れ制度をはじめとする人材育成プログラムなどの防災協力や、アジア諸国の防災機関によるタウンウォッチング、アジア防災会議などを実施した。 さらに、令和元年8月には「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会(JIPAD)」を立ち上げ、現地国開催を含む計14回の官民防災セミナーを開催し、官民一体での我が国の防災技術の海外展開を促進した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	272	267	265	248
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-21	-	-	-
		合計(a+b+c)	252	267	265	-
執行額	231	259	256	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				
定量的指標	□	1. アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	28年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
			-	60%	-	92%	93%	89%	82%	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、アジア防災会議等に出席した防災担当実務者間の防災情報の共有による防災能力向上というアウトカムの達成状況を測るための目安として会議に対する満足度を測る。目標については、60%以上の達成度を目標とする。										
定量的指標	□	2. 「より良い復興」事例調査ページアクセス数	28年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
			-	5,000回	-	4,884回	3,052回	4,661回	4,063回	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たったの留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していく予定である。よって、本ページのアクセス数を国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定する。令和元年度の目標については、前年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。 ※より良い復興とは災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域作りを行うという考え方である。										

参考指標	1. アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		6	6	6	6	5

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1の結果は目標値を大幅に上回ったものの、同2が下回ったため、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した。 ・過去のアンケート結果等を考慮した内容が主な要因として考えられる。 ○測定指標2については目標未達となった。 ・「より良い復興」事例調査ページは内閣府ホームページ内の一コンテンツであるため、当該ページを見つけ出すのが難しいのではないかと予想される。一方で、昨年度に出席した国際会議やJIPADの官民防災セミナー等において「より良い復興」について説明し、その重要性の認識が深まったといった反応等があることから、引き続きその発信に努める。
		【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】

次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進		
	【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については目標を大幅に達成しているところではあるが、引き続き会議出席者の高い満足度が得られる、質の高い内容となるよう努力する。 ○測定指標2については、第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、「より良い復興」の事例を継続的に紹介していくものである。関係サイトとのリンク促進や広報等を通じて改善を図ることとする。		
	【根拠とした統計・データ等】 —		
学識経験を有する者の 知見の活用	—		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	・令和元年度アジア地域における多国間防災協力推進に関する調査(令和2年3月)		
担当部局名	政策統括官(防災担当)	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-34(政策10-施策④))

政策名	防災政策の推進					
施策名	地震対策等の推進					
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる地震・津波の設定を行い、被害想定・対策の検討を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。					
施策の概要	<p>【施策の概要】 大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】 火山災害対策については、各火山地域の避難計画策定の取組を支援するため、検討手順や他地域における取組事例の解説等、各火山地域における避難計画の策定支援を実施した。 また、大規模地震に備えるべく、日本海溝・千島海溝周辺における海溝型地震の地震断層モデル及び津波断層モデルの構築を進めたほか、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動(※)のモデル検討を行った。南海トラフ地震対策については、平成30年12月にとりまとめられた「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)」を踏まえ、令和元年5月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更した。首都直下地震対策については、耐震・火災対策に係る最新のデータに基づき、地震防災対策の見直し等を行った。 加えて、大規模広域避難の実装に向け、東京都とともに「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、広域避難場所の確保や避難手段の確保、避難誘導について検討を行った中、令和元年東日本台風(台風第19号)において大規模広域避難の課題が顕在化した。これら課題も踏まえつつ、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、大規模広域避難を含む避難対策の強化を検討するため、令和元年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置して検討を行い、令和元年3月に報告書を取りまとめた。 ※長周期地震動：規模の大きい地震が発生した際に生ずる、周期(揺れが1往復するのに要する時間)の長いゆっくりとした大きな揺れ(地震動)</p>					
施策の予算額・執行額 (単位：百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	684	1,113	789	822
		補正予算(b)	-	612	397	-
		繰越し等(c)	309	-522	215	-
		合計(a+b+c)	993	1,202	1,400	-
執行額		985	1,177	1,348		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説「安全・安心の確保」					

区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						達成状況	
			基準値	目標値	年度ごとの実績値					
定量的指標	□	1.総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	平成23年度	令和4年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
			7	15	10	10	10	13	14	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】			総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため							
定量的指標	□	2.噴火時等の具体的な実践的な避難計画の策定(策定率)	平成24年度	令和2年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
			13%	100%	14%	26%	44%	63%	80%	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】			火山災害による人的被害を減少させるためには、避難時期、避難対象地域、避難先、避難手段を具体的に定めた避難計画をあらかじめ作成することが重要であるため。(対象となる市町村数：155(平成28年に火山災害警戒地域に指定))							
測定指標	☑	3.大規模地震・津波対策の推進	平成23年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
				・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ地震対策の見直し等に関する検討 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画のフォローアップ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・南海トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の検討・とりまとめ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の検討・とりまとめ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ地震対策の見直し等に係る検討 ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策状況のフォローアップ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ地震対策の見直し等に係る検討 ・首都直下地震対策の見直し等に係る検討		

定性的指標	□	4.大規模水害対策の推進	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ。 各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策を推進するために、以下の検討を実施。 ①特に発生が危惧される大規模地震である南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布・津波高の検討。 (このうち、南海トラフ地震については平成24年度、首都直下地震については平成25年度に検討結果をとりまとめている。現在、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について検討しており、中部圏・近畿圏直下地震についてはその後の検討を予定している。) ②南海トラフ沿いの巨大地震、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動に関する検討。 (このうち、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討結果については平成27年度にとりまとめている。現在は相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動について、揺れの大きさや分布などの地震像、この揺れが建物に及ぼす影響を検討している。) ③近い将来、南海トラフ沿いの広い範囲で大規模な地震の発生が懸念されていることを踏まえた、南海トラフ沿いで発生する地震の対策見直しに係る調査・検討。			
			基準	目標	施策の進捗状況(実績)	達成状況
			-	令和元年度	令和元年度	○
			関係行政機関等からなる大規模・広域避難の検討体制の構築	大規模広域避難の実装に向け、東京都とともに「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、広域避難場所の確保や避難手段の確保、避難誘導について検討を行っていた中、令和元年東日本台風(台風第19号)において大規模広域避難の課題が顕在化した。これら課題も踏まえつつ、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、大規模広域避難を含む避難対策の強化を検討するため、令和元年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置して検討を行い、令和元年3月に報告書を取りまとめた。		
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 首都圏等では、大規模水害発生時に避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されることから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討を行っており、平成29年度末に報告書がとりまとめられたところ。平成30年度はその報告を踏まえ、実効性のある計画とするために行政機関等の連携した検討が必要な事項について、関係行政機関等と検討体制を構築し、検討を実施しており、令和元年度末までに検討結果を取りまとめることとしている。			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) ③が概ね目標を達成、④が目標を達成していることから、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標①については、総合防災情報システムの更新に伴い、新たな分野に関する他機関システムと自動連携したことにより、システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数が増加した。 ○測定指標②については、避難計画の策定について、自治体への策定支援を行った。 ○測定指標③については目標未達成であるが昨年度実績より相当程度進展した。 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定について、千島海溝から日本海溝の岩手県北部にかけての最大クラスの地震断層モデル及び津波断層モデルの設定が完了し、このモデルに基づき震度分布や津波高の推計を実施するなど、概ね目標を達成した。 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動について、引き続き検討を要するものの、揺れが建物に及ぼす影響の試算を行い、概ね目標を達成した。 ・令和元年5月に南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応等を盛り込んだ南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更し、概ね目標を達成した。 ・首都直下地震に係る防災・減災対策について、施策の効果を検証し、必要な見直し等を行い、概ね目標を達成した。 ○測定指標④については概ね目標を達成した。 ・大規模・広域避難の実装に向け、東京都とともに「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、広域避難場所の確保や避難手段の確保、避難誘導について検討を行っていた中、令和元年東日本台風(台風第19号)において大規模広域避難の課題が顕在化した。これら課題も踏まえつつ、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、大規模広域避難を含む避難対策の強化を検討するため、令和元年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置して検討を行い、令和元年3月に報告書を取りまとめた。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標①については、令和元年度の取組を踏まえ、以下のとおりとする。 ・システムの保守等による安定的な運用を図るとともに、引き続きシステムへの更なる情報の自動連携に向けた取り組みを推進する。 ○測定指標②については引き続き施策を継続する。 ・検討手順や他地域における取組事例の解説等、各火山地域における避難計画の策定支援を実施し、避難計画の策定率を向上させる。 ○測定指標③については令和元年度の取組を踏まえ、下記の通りとする。 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定される最大クラスの地震動・津波の検討が進んだことから、これに対する被害想定、防災対策の検討を行うために、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」(令和2年4月)を設置し、人的・物的・経済的被害の想定を行い、これら想定される被害を軽減するための防災対策についてとりまとめる。 ・相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の影響について、長周期地震動モデルをもとに揺れが建物に及ぼす影響についてとりまとめる。 ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた地方公共団体等の計画変更及び実効性向上に向けた取り組みを推進する。 ・首都直下地震に係る今後重点的に取り組むべき防災・減災対策を検証し、減災目標の達成に有効な施策を取りまとめる。 ○測定指標④については令和元年度の取組を踏まえ、下記の通りとする。 ・大規模広域避難の実装に向け、東京都とともに設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、令和元年台風第19号における課題を踏まえた、広域避難場所の確保や避難手段の確保、避難誘導についての検討を推進する。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(防災担当)	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-35(政策10-施策⑤))

政策名	防災政策の推進					
施策名	防災行政の総合的推進					
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。 また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。					
施策の概要	【施策の概要】 災害対策基本法に基づく防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 1 企業の事業継続計画(BCP)の策定状況等における継続的な実態調査や、事業者団体のネットワークを活かした災害リスクマネジメント力向上に資する調査・検討を行い、施策を後押しする取組を行った。 2 地方公共団体における業務継続体制の確保及び受援体制の構築に向けた取組について、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等の内容を踏まえ、業務継続を含めた市町村受援体制の構築に関する研修会等を開催し、策定を後押しする取組を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	2,284	2,305	4,713	4,696
		補正予算(b)	16,883	5,584	-	71
		繰越し等(c)	120	21,275	16,732	
		合計(a+b+c)	19,287	29,165	21,445	
執行額	17,590	17,399	18,015			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
定量的指標		☑	1.企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定率)	基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				平成23年度	令和2年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
				45.8%	ほぼ全て	60.4%	-	64.0%	-	68.4%	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。							
定量的指標		☑	2.企業における業務継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定率)	基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				平成23年度	令和2年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
				20.8%	50.0%	29.9%	-	31.8%	-	34.4%	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。							
定量的指標		☑	3.地方公共団体における業務継続計画の策定率(首都直下地震緊急対策区域内)	基準値	目標値	年度ごとの実績値			達成状況		
				平成25年度	令和6年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
				33%	100%	48%	55%	74%	90%	94%	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、業務継続計画の策定率100%(緊急対策区域の全ての地方公共団体)を目指すこととされているため。							
定量的指標		☑	4.地方公共団体における業務継続計画の策定率(南海トラフ地震防災対策推進地域内)	基準	目標	施策の進捗状況(実績)			達成状況		
				平成25年度	令和5年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	—
				15%	100%	32%	39%	65%	83%	91%	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、業務継続計画の策定率100%(推進地域の全ての地方公共団体)を目指すこととされているため。							

参考指標	1.被災者生活再建支援金補助金の交付金額	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		1,296百万円	15,114百万円	12,042百万円	12,032百万円	8,124百万円
参考指標	2.災害救助実施等負担金の施行状況	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		961百万円	74,466百万円	17,001百万円	16,369百万円	17,196百万円

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③ 相当程度進展あり
	(判断根拠)	目標達成に向けて順調に推移しているため。

評価結果	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p><指標1、指標2> 依然として未策定の企業がある一方、策定中を含めると大企業は8割強、中堅企業は5割強となり、目標値に向けて実績値は着実に向上している。</p> <p>・企業の事業継続の取組に関する実態調査及び業界団体・企業ヒアリング等を実施した結果、「災害対応で今後新に取り組みたいこと」の上位に大企業・中堅企業ともに「BCPの策定・見直し」があり、策定率は着実に向上すると推察される。また、「BCPを策定したきっかけ」は、「リスクマネジメントの一環として」が最も多く、自発的に策定した傾向がみられる。</p> <p><指標3、指標4> 依然として未策定の市町村がある一方、目標値に向けて実績値は着実に向上している。</p> <p>・実績値の向上については、「業務継続を含めた市町村受援体制の構築に関する研修会」等を通して丁寧に説明したことにより、業務継続の重要性や計画策定のポイントとなる「重要6要素」(※)、業務継続を図る上で要となる受援体制の確保について、市町村の防災職員の理解が促進されたことが要因と考えられる。首都直下地震緊急対策区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域における業務継続計画策定率の向上等を目的として、4県85市町村において研修会を実施した。</p> <p>・未策定の市町村の状況については、市町村職員の業務継続計画に関する重要性の認識や知識、策定ノウハウが不足していると考えられる。今後も様々な機会を通じて、「重要6要素」や業務継続を図る上で要となる受援体制の確保についての理解が進むよう支援していく必要がある。</p> <p>※「重要6要素」: ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③電気・水・食料等の確保 ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の整理</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】</p> <p>—</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p><指標1、指標2> 引き続き目標の達成に努めることとする。</p> <p>・これまで、大企業及び中堅企業の企業BCPの策定状況は増加しているため、引き続き調査の実施などにより、施策を着実に進め、目標達成に努めたい。</p> <p><指標3、指標4> 引き続き目標達成に向けて取組を進めることとする。</p> <p>・地方公共団体の業務継続の取組について、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」においては令和6年度までに、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」においては令和5年度までに、それぞれ首都直下地震緊急対策区域内、南海トラフ地震防災対策推進地域内の全ての地方公共団体における業務継続計画の策定を目標としている。当該両域内の「地方公共団体における業務継続計画の策定率」について、この目標を達成できるよう当該両域内の市町村を重点的な対象としつつ、引き続き、講義に加え、参加者による業務継続を図る上での課題やその解決策について意見交換を行うグループワーク等を含む実践的な市町村防災職員のための研修を開催していく。なお、市町村の要望などを踏まえながら、必要に応じて、研修資料の充実や手引きの改訂等を行う。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>・内閣府 防災情報のページ 企業防災のページ「企業の事業継続及び防災に関する実態調査結果(令和2年3月)」 http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/topics/pdf/r2_jittaichousa.pdf (調査結果のURL)</p> <p>・総務省消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」(令和元年12月) https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/011226bcphoudou.pdf (調査結果のURL)</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	—		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・内閣府 防災情報のページ 企業防災のページ: http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/index.html</p> <p>・内閣府 防災情報のページ 地方公共団体の業務継続・受援体制: http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukezoku/index.html</p>		
担当部局名	政策統括官(防災担当)	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-42(政策13-施策4))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の概要	【施策の概要】 社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績のあった者を顕彰し、優れた取組を広く普及させることを目的として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施した。また、的確に国民のバリアフリーに関する現状の認識・評価や将来のニーズを把握するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	4	4	4	3
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	4	4	4	
執行額	2	2	2			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						
				基準値	目標値	年度ごとの目標値				
定量的指標	□	1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数(指標の名称)	19年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
			54件	50件	-	-	-	50件	50件	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】				バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のため、高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの効果的かつ総合的に推進する観点から、その顕著な功績が又は功労があった者に対して表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。その普及状況を測定するために、表彰によりバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進への機運が高まることにより更なる推薦につながっているかを図ることとし、平成19年度の水準である50件を目標値とする。						
定量的指標	□	2. バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数)	26年度	元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
			19,545件	20,000件以上	-	-	-	20,000件	20,000件	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】				バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、その優れた取組をHP等により広く普及させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施し、広く国民に情報提供をしており、その効果を測定するために、ホームページのアクセス数で検証するものとする。						

参考指標	1. 建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		42.7%	39.6%	40.0%	40.3%	32.2%
2. バリアフリーの認知度	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		93.6%	92.0%	95.7%	95.8%	94.9%

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠) -
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 測定指標1(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数)については、推薦員(各省及び都道府県・政令市)に積極的に推薦いただけるよう依頼したが、推薦件数の目標としては未達となった。 測定指標2(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数))については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査やバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について掲載し、数年前の水準よりは増加してはいるが、目標としては未達となった。 ただし、表彰については優れた取組が多く推薦され、表彰式に安倍総理が出席されることで、多くのマスコミが取材に訪れ、表彰事例が広報・啓発されるとともに、内閣府ホームページにおいても表彰された優れた取組や意識調査結果を掲載するなどの広報・啓発を行い、一定の成果は挙げたと考える。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 測定指標1については、これまでも推薦を積極的に依頼してきたが、自治体に寄せられた候補の中から、優れた取組の候補に絞って推薦し続ける傾向があること、そのため推薦された事例には優れた取組が多く、現状において普及・啓発に支障がないことから、今後は現状と同程度の推薦数の維持を目指す。 測定指標2については、平成30年12月に成立した「ユニバーサル社会実現推進法」により、政府が講じた諸施策の実施状況の公表等が法定化されたことを受け、令和元年8月に初めての公表を行った。政府の施策全体を取りまとめた公表している貴重なものとして、関係団体の集まりの場などでも紹介していただいたように、今後も多くの重要な公表事項を積極的にホームページに掲載することにより、目標の達成を目指す。 【根拠とした統計・データ等】 「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(令和2年3月内閣府調査)

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインに知見を有する有識者(9名)で構成する選考委員会において意見を聴取している。(8月、10月)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(令和2年3月内閣府調査)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-49(政策14-施策③))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
達成すべき目標	女性に対する暴力の根絶に資するため、福島県において相談しやすい体制等の整備を図る。また、地元行政機関の相談機能の向上を図る。					
施策の概要	【施策の概要】 地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談等を行って、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 ・地方公共団体、民間団体と協力して、フリーコールによる電話相談を受け付けた。 ・相談対応の充実を図るため、全国女性団体から専門性の高いアドバイザーを派遣し、スーパービジョン等を計9回実施した。 ・被災3県における地元行政機関の相談機能向上に資する研修を計2回実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	45	22	16	14
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	45	22	16	—
執行額	31	17	13	—		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況					達成状況	
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				令和元年度
□		1.被災県の要望に応じた人材育成研修等の実施割合	—	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
			—	100%	100%	100%	100%	100%	82%	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 対応困難な相談事例に基づくスーパービジョン(専門性の高い全国からの派遣相談員による個別具体的なアドバイス)及び相談対応の基盤強化を目的とした講座を実施し、相談体制の充実を図る。							
□		2.地元行政機関相談機能向上研修の募集定員に対する参加者割合	—	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	×
			—	95%	58%	92%	100%	100%	47%	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 本事業終了後を見据え、平成27年度から被災3県(岩手県・宮城県・福島県)において、平成31年度からは福島県において、地元行政機関の相談機能回復を図るための研修を実施しており、より多くの地元相談員の参加を目指す。							
□		3.地元行政機関相談機能向上研修参加者における満足度	—	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○
			—	92%	—	91%	90%	90%	100%	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地元行政機関における相談員の対応力向上と、相談員のニーズに即した研修プログラムを実施することから設定。研修参加者全員に対して「受講者アンケート」を実施し、研修内容についての満足度を把握する。							

参考指標	1. 臨時相談窓口における電話相談件数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		1,343	1,215	1,039	1,033	921

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 台風の影響もあり、測定指標1及び2は目標を達成できなかったものの、指標3は目標を満たしたことから、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については、目標を達成できなかった。 ・台風19号による相談拠点の被災及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の人材育成研修(アドバイザー派遣)が実施できなかったことによる。 ○測定指標2については、目標を達成できなかった。 ・福島県における度重なる台風被害等により、参加者が募集定員を下回ったことによる。 ○測定指標3については、目標を達成した。 ・相談員のニーズに即した研修プログラム、講師の選定により、目標達成につながった。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 測定指標1及び測定指標2については、上記のように、台風、新型コロナウイルス感染拡大による影響があった。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 【次期の測定指標の考え方について】 — 【根拠とした統計・データ等】 令和元年度 東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業 事業報告書(令和2年度8月公表予定)

学識経験者有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	---------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-50(政策15-施策①))

政策名	食品の安全性の確保					
施策名	食品健康影響評価技術研究の推進					
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。					
施策の概要	【施策の概要】 食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う提案公募型の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					
	【平成29年度～令和元年度に実施した具体的取組】 毎年度、優先実施課題を策定し、上記公募を行い、研究・調査企画会議事前・中間評価部会での審議を経て、研究課題の採択を行った(H29:6課題、H30:8課題、R1:9課題、各課題の研究期間は1～3年間)。一方で、平成29年度及び平成30年度に終了した研究課題(8課題、6課題)については、終了翌年度に同会議事後評価部会で評価を行い、また、同会議プログラム評価部会において、当該課題も含めた研究課題について、追跡調査の結果等を踏まえプログラム評価を実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	176.9	183.5	193	199
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	176.9	183.5	193	-
執行額	174	175.1	175.1	-		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第197回国会(平成30年11月) 宮腰大臣所信表明(関係部分抜粋): 食品の安全性の確保のため、国内の制度改正も踏まえ、新たな評価方法を確立する等、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、その評価結果についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
				27年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
定量的指標	□	1. 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後2年時点までの課題を対象とする)(%)	7%	30%	7%	42%	31%	29%	38%	○	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、これまでどおり30%を目標として設定。なお、研究課題は、研究終了次年度の事後評価を経てから活用されるものが多いことから、研究終了後、2年間に活用された課題数を計上している。								
定量的指標	□	2. 国内外の学術誌に掲載された論文数(研究終了後2年時点までの課題を対象とする)(1課題あたり平均)	1.8	2.7	1.8	1.6	1.5	2.2	1.9(暫定値)	△(暫定)	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 信頼性の高いリスク評価を行うためには、その手法が国内外で広く知られていることが望ましいため、研究成果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とすることが適当。その数を向上させる観点から、令和元年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、論文については研究終了後2年以降に掲載されるものも多いが、基準値及び目標値の観点から、研究終了後2年間に掲載された論文数を計上している。								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) -
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1(主要な指標)については、目標を達成した。食品影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定等を行ったことにより、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考えられる。 ○測定指標2については、毎年、10月に各研究者に追跡調査を実施しており、令和元年10月時点の実績を暫定実績とした。論文掲載までの手続に時間を要するため、研究終了後2年間に1課題あたり論文数2.7は高い目標値であるが、受託に当たり研究成果の活用が求められる受託研究者に対し、論文投稿を促すこととする。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 研究成果がどの程度引用されているかにより当該研究成果の有効性や需要を測ることが可能であることに鑑み、現行の測定指標は、「信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。」という施策の目標の測定指標として適切であると考えられる。よって、引き続き同様の測定指標により評価することとする。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部署名	食品安全委員会事務局	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-52(政策16-施策①))

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					
施策の概要	【施策の概要】 公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 令和元年度においては、「民による公益の増進」を推進することを目標として、公益法人制度の運営と認定・監督等を実施した。公益法人による公益活動の支援として、寄附税制を含む公益法人制度の適切な理解の促進のため、相談会やセミナーを実施するほか、公益法人に対する国民の理解と信頼をより増進するために広報誌の発行やホームページ、メールマガジン等の各種発信手段を用いて公益法人に関する情報提供を行った。 公益認定等総合情報システムの利便性向上を目指したシステム更改を実施したところである。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	184	260	157	156
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	179	-	-	-
		合計(a+b+c)	363	260	157	-
執行額	352	247	149	-		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第201回衆・参内閣委員会において、北村誠吾国務大臣から、公益法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に向けた支援など、公益活動の活性化に尽力していく旨の発言あり					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
				30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
定量的指標	□	1. 税額控除対象法人の法人数	1.015	1,016 (対前年度比増)	934	966	1,004	1,015	集計中 (令和2年11月確定予定)	—	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ○公益法人が公益活動を行うためには、当該法人の財政基盤が確立されていることが重要であり、当該基盤の重要な要素の一つとして国民からの寄附がある。そのため、公益法人の活動の健全な発展を促進するためには、公益法人が寄附を集めやすい環境整備が必要である。 ○この環境整備として、公益法人に対する寄附金についての税額控除制度の活用が考えられる。税額控除対象法人として行政庁の証明を受けた法人に寄附をした個人は、自身の所得税について、所得控除又は税額控除を選択して適用することができる。税額控除は、幅広い所得層の寄附者にとって所得控除よりも優遇が大きいと、今まで寄附をしていなかった新規寄附者の開拓による寄附者数の増加が期待できる。 ○このことから、税額控除対象法人の法人数を測定指標として掲げることとする。 ○平成23年に当該制度が導入されて5年以上が経過し、現実に、既に税額控除対象法人となっても、税額控除証明の有効期間(5年間)が終了した後、有効期間切れの不知等により新たな証明の申請を行っていない法人も存在することから、適切な制度周知により有効期限切れによる税額控除対象法人の減少を防ぎ、さらに新規の税額控除対象法人を引き続き増加させていくこととして、目標を「対前年度比増」と設定する。 ○なお、この税額控除制度については、平成28年度税制改正により、税額控除対象法人となるためのPST要件が一部緩和されたものの、「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」(令和元年実施)の結果、PST要件の一部緩和について「知っている」と回答した公益法人は28.5%にとどまっていたことから、新規の税額控除対象法人の増加に向けては、特に、緩和されたPST要件の説明に重点を置いて周知を行ってまいりたい。								
定量的指標	□	2. 公益認定等総合情報システムについての満足度	令和元年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○	
			・使いやすい 41.9% ・普通 35.4% ・使いにくい 22.7%	「使いやすい」と回答した割合: 「使いにくい」と回答した割合以上	-	・使いやすい 9.76% ・普通 49.38% ・使いにくい 40.86%	-	-	・使いやすい 41.9% ・普通 35.4% ・使いにくい 22.7%		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ○公益認定等総合情報システム(申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム)は、運用開始から10年が経過し、 ・電子申請の利用者から「使いにくい」との問合せが多くなっていること ・法人の新制度施行による移行申請業務が終了し、システム利用者(行政庁職員)から、法人の監督に必要な機能(立入検査実績管理、進捗管理機能の充実等)の新たなニーズや機能拡充が求められていること 等のさまざまな問題が生じており、全面的なシステム改善が強く求められている。 ○そのため、次期システム更改(平成28年度～30年度まで)時に利便性の向上を目指した改修を行う。改修にあたり、システムの利用によって無用の業務が発生していないか等の観点から既存の業務全体の見直しを改めて行うなど、業務改善に資することとする。 ○目標については、平成28年度に現行システムの満足度調査を行っており、システム改修後の令和元年度に改めて満足度調査を行い、満足度(利便性)比率の比較で「使いやすい」と回答した者の割合が、「使いにくい」と回答した者の割合以上になることを目標とする。											

□	3.「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数	基準	目標	施策の進捗状況(実績)					達成状況
		-	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
		-	14	18	18	16	13	12	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】									
○公益法人に対する国民の理解と信頼をより増進するためには、広報誌の発行やホームページ、メールマガジン等の各種発信手段を用いて公益法人に関する情報提供を行うとともに、公益法人等に対して、相談会やセミナーを実施する等適切な制度の周知等を行っていくことが必要である。 ○目標については、全国に所在する法人への相談に資する観点から、これまでの開催実績や参加法人数等も勘案した上で、全国の各ブロックにおける開催数を決定する。									
□	4.「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数	基準	目標	施策の進捗状況(実績)					達成状況
		-	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△
		-	4	3	4	3	3	3	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】									
○公益法人に対する国民の理解と信頼をより増進するためには、広報誌の発行やホームページ、メールマガジン等の各種発信手段を用いて公益法人に関する情報提供を行うとともに、公益法人等に対して、相談会やセミナーを実施する等適切な制度の周知等を行っていくことが必要である。 ○テーマ別セミナーは公益法人の運営全般の中から公益法人の関心が高いテーマを取り上げて適時開催するものであり、目標については、これまでの開催実績等を踏まえて決定する。									

参考指標	1. 公益法人への寄附金総額 (※各年度12月1日時点)	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		2,214億円	2,099億円	3,009億円	2,811億円	集計中 (令和2年11月 確定予定)
参考指標	2. HP「公益法人information」への アクセス数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		3,049,136件	2,459,412件	2,177,331件	1,988,707件 (12月は除く)	1,890,674件
参考指標	3.「内閣府公益法人メールマガジン」の登録者数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		-	16,032	16,191	14,401	14,590
参考指標	4.「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の参加法人数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		405法人	397法人	437法人	321法人	337法人
参考指標	5.「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の参加法人数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		659法人	373法人	363法人	305法人	316法人
参考指標	6. 立入検査の実施件数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		764件	633件	697件	670件	617件
参考指標	7. 報告徴収の件数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		24件	14件	24件	24件	8件
参考指標	8. 内閣府が認定を行った公益法人数 (括弧内は全公益法人数) (※各年度12月1日時点)	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		2,372 (9,397)	2,410 (9,458)	2,440 (9,493)	2,485 (9,561)	集計中 (令和2年11月 確定予定)

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	② 目標達成
	(判断根拠)	<p>測定指標「税額控除対象法人の法人数」について、指標となる令和元年度の税額控除対象法人の法人数が令和2年11月ごろに確定予定であるため、目標度合いの測定が困難である。なお、平成30年度の税額控除対象法人の法人数については、対前年度比で増加している。</p> <p>測定指標「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数、「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数が、新型コロナウイルスの影響により、ともに目標値を達成できなかったことにより、上記判断とした。</p> <p>測定指標「公益認定等総合情報システムについての満足度」については、令和元年度に実施した満足度調査で「使いやすい」と回答した者の割合(41.9%)が、「使いにくい」と回答した者の割合(22.7%)以上であったため、上記判断とした。</p>

評価結果	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標「税額控除対象法人の法人数」については、測定不能である。なお、平成30年度の税額控除対象法人の法人数については、対前年度比で増加している。</p> <p>・令和元年度の税額控除対象法人の法人数が測定不能であるが、平成30年度のかかる法人数が対前年度比で増加している要因として、平成28年度税制改正において、事業規模の小さい公益法人等が寄附金の税額控除制度となりやすいように要件が緩和されたが、かかる緩和措置を含む税額控除制度について、公益法人に対する公益法人制度の説明会やメールマガジン等において、周知・広報を行ったことが主な要因として考えられる。</p> <p>○測定指標「公益認定等総合情報システムについての満足度」については、目標を達成した。</p> <p>・公益認定等総合情報システムの利便性向上を目指したシステム更改を令和元年度に実施したところであり、本更改も目標を達成した要因として考えられる。</p> <p>○測定指標「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数については、新型コロナウイルスの影響により、目標を達成できなかった。</p> <p>・令和元年度については、全国のプロックにおいて12回開催し、全337法人が参加した。</p> <p>○測定指標「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数については、新型コロナウイルスの影響により、目標を達成できなかった。</p> <p>・令和元年度については、会計、システムをテーマとしてセミナーを行い、全316法人が参加をした。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】</p> <p>測定指標「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数及び「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数については、新型コロナウイルスの影響により、目標を達成できなかった。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>○測定指標「税額控除対象法人の法人数」については、引き続き目標達成に努めることとする。</p> <p>・これまで順調に施策が進展してきたところであるが、平成23年度に開始した税額控除制度について、税額控除を受けられる有効期間(5年間)が終了する法人が平成28年度中から表出してきたり、同制度についてより一層の周知・広報を図って参りたい。</p> <p>○測定指標「公益認定等総合情報システムについての満足度」については、引き続き目標達成に努めることとする。</p> <p>・令和元年度に実施した満足度調査において、「使いやすい」と回答した者の割合が「使いにくい」と回答した者の割合以上となり、目標を達成したものの、いまだ22.7%の者が使いにくいと回答していることから、引き続き利便性の向上に推進して参りたい。</p> <p>○測定指標「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数については、引き続き来年度以降も目標として掲げる。</p> <p>・令和元年度は目標を達成していないが、法人への適切な制度周知が行われているため、引き続き取組を着実に推進してまいりたい。</p> <p>○測定指標「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数については、引き続き来年度以降も目標として掲げる。</p> <p>・令和元年度は目標を達成していないが、法人への適切な制度周知が行われているため、引き続き取組を着実に推進してまいりたい。</p> <p>なお、測定指標「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数及び「テーマ別セミナー」(25年度までは「基礎的研修会」)の実施回数については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>公益認定等総合情報システム(PICTIS)</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	—		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)		
担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	政策評価実施時期	令和2年8月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-53(政策17-施策①))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	経済社会活動の総合的研究					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					
施策の概要	【施策の概要】 内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、GDP統計の改善に関する研究等統計改革への対応、景気指標の作成などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 GDP統計の改善に関する研究については、SUT体系への移行に関する研究、デジタルエコノミー・サテライト勘定の研究、質を考慮したデフレーターの開発に関する研究等を行った。経済理論等を用いた政策分析については、家計行動に関する研究、企業行動に関する研究等を行った。景気統計指標については、景気統計の作成、公表(景気動向指数、機械受注統計調査、消費動向調査については毎月、法人企業景気予測調査については四半期ごと、企業行動に関するアンケート調査は年1回)に加え、景気動向指数の改善に向けた検討などを行った。また、「2025年に向けた財政・社会保障制度に関する研究」をテーマとして国際共同研究を実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	390	478	437	497
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	390	478	437	
執行額	268	400	383			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況					達成状況																						
				基準値	目標値	年度ごとの実績値																									
□	定量的指標	1.景気指標に関するHPへのアクセス件数	<table border="1"> <tr> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th colspan="4">年度ごとの実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>平成28～平成30年度3年平均</td> <td>令和元年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>701,533</td> <td>701,533</td> <td>661,382</td> <td>804,763</td> <td>711,390</td> <td>588,446</td> <td>644,770</td> <td></td> </tr> </table>	基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	平成28～平成30年度3年平均	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○	701,533	701,533	661,382	804,763	711,390	588,446	644,770		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。				
			基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況																						
平成28～平成30年度3年平均	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○																								
701,533	701,533	661,382	804,763	711,390	588,446	644,770																									
□	2. ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>目標</th> <th colspan="4">施策の進捗状況(実績)</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>平成28～平成30年度3年平均</td> <td>平成30年度～令和元年度平均</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>26,102</td> <td>26,102</td> <td>27,895</td> <td>15,967</td> <td>33,749</td> <td>20,116</td> <td>63,649</td> <td></td> </tr> </table>	基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況	平成28～平成30年度3年平均	平成30年度～令和元年度平均	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○	26,102	26,102	27,895	15,967	33,749	20,116	63,649		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。					
基準		目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況																								
平成28～平成30年度3年平均	平成30年度～令和元年度平均	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	○																								
26,102	26,102	27,895	15,967	33,749	20,116	63,649																									

参考指標	1. 発表論文数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		27	43	50	15	31

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 主要な測定指標1は実績値が目標値の90%以上の値を達成している。測定指標2は実績値が目標値の150%以上の値を達成している。以上より、目標を達成したものと判断できる。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標値には届かなかったものの、前年度の数値から増加した。増加の要因として、当該政策への関心及び一定の評価を得ているものと考えられる。 ○測定指標2については目標値を達成したが、前年度の数値から大きく増加した。増加の要因として、発表論文数が増加が寄与している。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 今後も、一定のアクセス件数が得られるよう、HPの利便性を維持しつつ、正確な統計の作成・公表を通じた景気指標の有用性及び信頼性の確保に取り組む。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。今後も、公表された研究成果が政策部局及び国民に活用されるよう、政策課題に即した研究を進める。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-		
-----------------	---	--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		
---------------------------	---	--	--

担当部局名	経済社会総合研究所	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-55(政策17-施策③))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	人材育成、能力開発					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の概要	【施策の概要】 内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
	【令和元年度に実施した具体的取組】 ・計量経済分析研修(計量経済分析入門、時系列分析実習、パネル分析実習) ・経済社会関連統計研修(季節調整法研修、GDPを学ぶ、国民経済計算(SNA)ステップアップ、アンケート調査入門、標本調査入門、EBPM入門) ・Excel技能研修(Excel基礎、Excel(マクロ/VBA)初級、Excel(マクロ/VBA)応用)					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分 予算の状況	当初予算(a)	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		補正予算(b)	10	10	10	9
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	10	10	10	
		執行額	4	7	5	
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況
				平成28年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
定量的指標	□	1.研修に対する受講者アンケートの満足度	基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況	
			平成26年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
			9.1点/10点満点	8.7点以上	9.1点以上	9.3点以上	8.9点以上	8.7点以上	8.7点以上	○
			87.4%	87.8%	88.2%	87.4%	87.8%	88.2%	88.5%	○
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 定義・理由:研修に対する受講者アンケートで「満足」「やや満足」との回答を合計を「満足度」とし、各研修において受講者の87.8%以上の満足度を得られれば、当該研修の令和元年度の目標は達成されたと判断できるため。 根拠:基準年度(平成28年度)から平成30年度までの満足度の平均を目標値に設定。							
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 定義・理由:Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修において、研修終了時にレベルチェックを実施して研修での分析技能の習得度を測り、一定のレベルアップが見られれば、当該研修の令和元年度の目標は達成されたと判断できるため。 根拠:基準年度(平成26年度)から平成30年度までの習熟度の平均を目標値に設定。							

参考指標	測定指標1に係る研修受講者数 (測定指標2に係る研修受講者数) ※測定指数2は測定指標1の内数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		312 (147)	492 (317)	558 (326)	502 (269)	594 (300)

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標1については目標を達成し、測定指標2については概ね目標を達成しているため。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した(なお、測定対象研修全体の参加者は594人)。過去年度より高い満足度を得られた。 ○測定指標2については、概ね目標を達成した(経済分析に役立つ内容に重点を置く構成とし、研修回数・時間を増やすことで研修効果の向上を図った)。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・満足度を研修の効果を知る指標とするのは妥当であると考えられることから、引き続き、アンケートの結果やコメントを参考とし、満足度がやや低い結果となった研修の内容改善や日数・時間数の見直しを検討する。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・26年度より開始した習熟度テストは、研修効果を客観的に測ることができると考えられることから、引き続き実施する。 一部受講者の理解度と講義難易度のギャップを埋めるため、募集要項で受講者に必要とされる講義レベルを具体的に示すとともに、受講者の理解度を一層向上させるべく、カリキュラムを見直す等、引き続き習熟度向上に資する見直しを図る。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	-		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		

担当部局名	経済社会総合研究所	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-56(政策18-施策①))

政策名	迎賓施設の適切な運営				
施策名	迎賓施設の適切な運営				
達成すべき目標	「観光先進国」実現のため、迎賓館の「一般公開」及び「特別開館」を実施し、迎賓施設への理解を促進する。				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>国の迎賓施設として、海外の賓客に対し安全・快適な施設の提供が出来るよう迎賓施設の管理・運営を行う。</p> <p>また、「迎賓館の公開・開放」は安倍内閣の掲げる重要施策である「観光先進国」のうち、「公的施設の公開・開放」においてシンボリックの意味合いを持つことから観光の呼び水としての役割を果たすため、接遇に支障のない範囲で可能な限り通年で一般公開を実施するとともに、迎賓館の貸出を行う「特別開館」を実施する。</p> <p>【令和元年度に実施した具体的取組】</p> <p>○平成30年度に引き続き、接遇等に支障のない範囲で可能な限り通年で一般公開を実施、赤坂迎賓館では279日間、京都迎賓館では257日間公開した(平成30年度の公開実施日数は、赤坂274日間、京都248日間)。</p> <p>○一般公開の更なる魅力向上を図るため、季節や周年等に応じた特別企画等を実施し、満足度の向上を図った。</p> <p>○Twitter等を用いた一般公開の広報のため、新たに制作した迎賓館PR動画(日本語及び英語)を活用。</p> <p>○特別開館について、令和元年度は使用希望はあったものの、開催時期等の利用要件を満たす案件がなく未実施となったが、案件発掘のためにあらゆる機会を捉え、民間事業者に向けた制度説明等、特別開館の情報提供に努めた。</p> <p>【赤坂】</p> <p>○初めての年始の公開企画として令和2年1月1日～3日に庭園無料一般公開を実施。また、祝賀御列の儀で使用されたオープンカーを令和元年11月～令和2年1月まで展示。【天皇陛下御即位慶賀行事】</p> <p>○迎賓館所有の古楽器であるエラールピアノを使用した初めての演奏会付参観を14回実施。</p> <p>○館内で初となる飲食(アフタヌーンティー)付参観を3回実施。</p> <p>○迎賓館を貸し切って行う特別ガイドツアーを令和元年9月に2日間実施。</p> <p>○季節等に応じたイベントとともに夜間公開を15日間実施。</p> <p>○参観料を変更した特別展を令和元年7～9月、令和2年1～3月に実施。</p> <p>【京都】</p> <p>○迎賓館にゆかりのある講師が日本の伝統技能や文化に関する講演やガイドツアーを行う「京都迎賓館文化サロン」を3日間実施した。</p> <p>○通常非公開の部屋の公開や通常参観とは異なる体験を含む特別ガイドツアーを20日間、迎賓館を貸し切って行う特別ガイドツアーを8日間、季節等に応じた特別企画とともに夜間公開を6日間実施した。</p> <p>○天皇陛下御即位慶賀行事として祝賀御列の儀で使用されたオープンカーを令和2年1～3月まで展示。また、令和最初の天皇誕生日となる2月23日に合わせ、オープンカーの無料公開を実施した。</p> <p>○令和2年3月にスペイン語を加えた6箇言語(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語およびスペイン語)対応の参観アプリをホームページや館内で紹介・周知することで、積極的な活用促進を図り、京都迎賓館への理解深化に加え、一般公開の魅力向上に努めた。</p>				
	施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	29年度	30年度	令和元年度
予算の状況	当初予算(a)	1122	1,145	1,101	1,085
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	100	-	-	-
	合計(a+b+c)	1222	1,145	1,101	-
執行額	1091	985	1,075	-	
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)				

区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況					達成状況		
			基準値	目標値	年度ごとの実績値					
□	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均	基準値	目標値	年度ごとの実績値			○		
			30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度		30年度	令和元年度
			1891	1891	-	4092	2220	1891	1796	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】							
			平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。							
			平成28年4月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成30年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成30年度)の数値を基準値として設定した。							
□	2. 京都迎賓館の一般公開における一日当たり参観者数の平均	2. 京都迎賓館の一般公開における一日当たり参観者数の平均	基準値	目標値	年度ごとの実績値			△		
			30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度		30年度	令和元年度
			[自由参観方式] 480	[自由参観方式] 480	-	[自由参観方式] 1,064	[自由参観方式] 748	[自由参観方式] 480	[自由参観方式] 394	
			[ガイドツアー方式] 279	[ガイドツアー方式] 279		[ガイドツアー方式] 615	[ガイドツアー方式] 405	[ガイドツアー方式] 279	[ガイドツアー方式] 294	
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】							
			平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。							
			平成28年4月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成30年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成30年度)の数値を基準値として設定した。							

測定指標	定量的指標	□	基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況
			30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	□
			1.90%	10%以下	-	2.80%	2.90%	1.90%	2.60%	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。 平成28年4月より、通年公開が開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。										
□	4. 京都迎賓館一般公開における参観者数のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	基準値	目標値	年度ごとの実績値					達成状況	
		30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	□	
		2.80%	10%以下	-	4.20%	3.60%	2.80%	1.70%		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。 平成28年4月より、通年公開が開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。										
☑	5. 特別開館HPの閲覧数	基準	目標	施策の進捗状況(実績)					達成状況	
		30年度	令和元年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	△	
		163,000	前年度以上	-	60,100	36,992	163,000	139,000		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。「開放」にあたる「特別開館」は国有財産の積極的利用にあたることから、「特別開館」に対する周知度を測定する為に当該測定指標を設定した。										

参考指標	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開HPの閲覧数	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		360,000	5,100,000	1,600,000	2,580,000	2,500,000
2. 京都迎賓館の一般公開HPの閲覧数	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		5,750	1,020,000	589,000	606,000	568,000
3. 「接遇」に関するHPの閲覧数	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		2,500	3,400	1,360	175,000	97,000
4. 外国人参観者数	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		-	3,253	8,469	14,788	14,030

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1、3、4については目標を達成したが、主要な指標である2及び5について目標を達成していないため、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1、3、4については目標を達成した。 ・参観者のニーズが高い季節等に応じた特別企画の実施や、30ページほどのフォトガイドブックの配布、参観アプリ、デジタルサイネージの設置などの一般公開の魅力向上の取組が主要な要因として考えられる。 ○測定指標2及び5については未達成となった。 ・測定指標2については、参観実施日数が前年度に比べ多くなり参観者が分散したことや、通年公開4年目となり、さらに参観者数が落ちてきたことに加え、年明け以降、特に令和2年3月(自由参観方式)においては、新型コロナウイルスの感染拡大の対策として事前予約者のみ受入としたことや同予約者においてもキャンセルが相次いだことが大幅な参観者減に繋がり、目標未達成の要因となったと考えられる。 ・測定指標5のHPについては、特別開館においても実施4年目となり、新たに特別開館という利用を検討するユーザーが減少したと想定されることが、目標未達成の要因となったと考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 前年度に比べ接遇日程が少なく、参観実施日数が多くなったため、参観者が分散した。 年明けからの新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大幅に参観者が減少した

次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進		
	【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1、2については、目標の設定を見直す。 ・通年公開開始後、年を経るごとに参観者数の減少が見られる中、一般公開の更なる魅力向上を図るため季節等に応じた新たな特別企画等を実施した。参観者が快適に参観できるよう混雑度の緩和等を考慮し、更なる満足度の向上を図り、今後は実態に合った参観者数を目標値とする。 ○測定指標3、4、5については、引き続き目標の達成に努めることとする。 ・これまで順調に実績が推移しているため、測定指標は妥当であると考えられ、引き続き参観者のニーズに応じた一般参観や特別開館HPでのユーザーに分かりやすい情報提供に努めてまいりたい。		
	【根拠とした統計・データ等】 —		
学識経験を有する者の 知見の活用	—		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	通年公開(赤坂、京都)の不满割合: アンケート結果		
担当部局名	迎賓館	政策評価実施時期	令和2年8月

総合評価書要旨（様式）

1. 評価対象施策

地方分権改革に関する施策の推進

2. 評価対象期間

令和元年度

3. 施策の目的

地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度改革等を通じた住民サービスの向上

<以下は当室の業務における具体的な目標>

- ・各年の「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定
- ・必要に応じて、各年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」の成立

4. 評価結果の概要

（1）必要性

提案募集方式を通じた取組については、地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資するものとして重要な意義があるものであり、地方3団体からも、「地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」等の評価をいただいている。

また、平成26年の提案募集方式導入以降、毎年、300を超える提案が出されていることに加え、これまで提案をしたことのない市区町村からの提案も出されており、提案募集の取組に対する地方側のニーズは高いものと考えられる。

（2）効率性

令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施した。

当室の事務は会議運営や啓発等に係る限られた予算で執行しており、効率的に成果を挙げているものと考えている。

（3）有効性

上記のとおり、令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施しており、地方3団

体からも、「提案に対する実現・対応の割合が高いものとなったこと、また、土地利用、空家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」（令和元年12月23日）等の評価をいただいております、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、住民サービスを向上させることにつながるものと考えています。

総合評価書（様式）

1. 評価対象施策

地方分権改革に関する施策の推進

2. 担当部局

地方分権改革推進室

3. 政策評価時期

令和2年9月

4. 評価対象期間

令和元年度

5. 施策の概要

地方分権改革の推進は、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが可能となるよう、必要な制度改正や運用改善を行う取組。

平成26年からは、地域の発意に根差した息の長い取組として、「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を踏まえ、権限移譲、規制緩和等を実施。

また、国民が地方分権改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信及び地方支援を実施。

6. 施策の目的

地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度改正等を通じた住民サービスの向上

<以下は当室の業務における具体的な目標>

- ・各年の「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定
- ・必要に応じて、各年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」の成立

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	40	47	46	43	41
執行額	39	41	42	40	—

8. 施策の実施状況

(1) 令和元年の提案募集に関する取組

①「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定

令和元年の提案募集については、別添1のとおり実施し、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（以下「対応方針」という。）」を令和元年12月23日に閣議決定。

対応方針案の取りまとめに当たっては、学識経験者等で構成される地方分権改革有識者会議を4回、提案募集検討専門部会を16回（地方分権改革有識者会議との合同会議4回を含む。）開催するなど、専門的な見地から検討。

令和元年の提案募集では、地方から301件の提案をいただき、そのうち、内閣府が関係府省と調整を行った案件（予算編成過程での検討を求める提案等を除く178件）の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施。

			対応できたもの 小計	実現できな かったもの	合計	実現・対応の 割合
	提案の趣旨を 踏まえ対応	現行規定で 対応可能				
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%
R1	140	20	160	18	178	89.9%
H26～R1計	945	226	1,171	361	1,532	76.4%

②第10次地方分権一括法の成立

対応方針のうち、法改正が必要となる事項については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第10次地方分権一括法案）」として国会に提出し、令和2年6月3日に成立。

(2) 令和2年の提案募集に向けた取組

①令和2年の提案募集の実施方針

第40回地方分権改革有識者会議・第105回提案募集検討専門部会合同会議（令和2年2月19日）において、令和2年の提案募集については、例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集した上で、類似する

制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定し、実施することとされた。

②地方支援の取組

令和2年の提案募集に向けた地方支援の取組実績は別添2のとおり。

市区町村は、規模の小さい団体ほど提案が少ない状況であるが、都道府県や町村会が内閣府と連携し、管内市区町村職員を対象とした研修やワークショップを積極的に開催したことで、提案募集を活用する団体は増えてきている。

	H27	H28	H29	H30	R1
提案件数	334	303	311	319	301
提案団体数	93	148	184	313	360
市区町村（うち新規）	39(20)	97(70)	129(65)	256(146)	282(129)

③情報発信の取組

地方分権改革の成果を国民・住民へ浸透させるために、ホームページやソーシャルメディア等を活用して情報発信を行っている。

	H27	H28	H29	H30	R1
地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	425,297	426,939	477,433	657,718	794,674
地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数	11,915	16,047	19,402	22,256	24,370

※数値は年度末のもの

9. 政策効果の把握

(1) 必要性

提案募集方式を通じた取組については、地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資するものとして重要な意義があるものであり、地方3団体からも、「地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」等の評価をいただいている。

また、平成26年の提案募集方式導入以降、毎年、300を超える提案が出されていることに加え、これまで提案をしたことのない市区町村からの提案も出されており、提案募集の取組に対する地方側のニーズは高いものと考えられる。

(2) 効率性

令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施した。

当室の事務は会議運営や啓発等に係る限られた予算で執行しており、効率的に成果を挙げているものと考えている。

(3) 有効性

上記のとおり、令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施しており、地方3団体からも、「提案に対する実現・対応の割合が高いものとなったこと、また、土地利用、空家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」（令和元年12月23日）等の評価をいただいております、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、住民サービスを向上させることにつながるものと考えている。

10. 政策評価の結果

引き続き、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案募集方式を適切に運用し、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、ひいては住民サービスの向上を図れるよう取り組んでいく。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

提案募集方式の適切な運用・取りまとめをはじめとして、地方分権改革の推進に資するため、令和元年においては、学識経験者等で構成される地方分権改革有識者会議を4回、提案募集検討専門部会を16回（地方分権改革有識者会議との合同会議4回を含む。）開催するなど、専門的な見地から、詳細かつ多岐にわたる検討を行っている。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

—

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

第 39 回地方分権改革有識者会議・第 104 回提案募集検討専門部会 合同会議（令和元年 11 月 12 日）において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針案」を取りまとめた。

また、第 40 回地方分権改革有識者会議・第 105 回提案募集検討専門部会 合同会議（令和 2 年 2 月 19 日）において、令和 2 年の提案募集の実施方針を決定した。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過

2月21日～6月6日	提案募集受付		
6月28日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会	合同会議	重点事項の決定等
7月1日～16日	関係府省への検討要請		
8月2日～29日	提案募集検討専門部会（6回開催 合計約16時間） 各府省、地方三団体からのヒアリング		
9月2日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会	合同会議	主な再検討の視点の検討等
9月3日～17日	関係府省への再検討要請		
10月7日～18日	提案募集検討専門部会（5回開催 合計約12時間） 各府省からのヒアリング		
10月～11月上旬	関係府省との調整		
11月12日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会	合同会議	対応方針案の了承
12月23日	地方分権改革推進本部・閣議	対応方針の決定	
3月3日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 （第10次地方分権一括法案）を国会へ提出 ※6月3日成立、6月10日公布		

令和2年提案募集に向けた地方支援の取組実績

別添2

- 令和2年の提案募集においては、提案募集方式のすそ野拡大を図るため、地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等に積極的に取り組んだ。その結果、全市区町村の46%に当たる806市区町村が研修等に参加し、うち132市区町村が提案に至った。
- また、提案募集方式の具体的な成果を分かりやすく解説した成果事例集VOL.2や、現場の取材映像を交えた動画を新たに作成する等、提案検討支援ツールの更なる充実に取り組んだ。

1. 地方に向いた研修・ワークショップ等

※ 令和元年6月～2年2月までの9か月間の実績

- ① **地方公共団体の職員等を対象とした研修**
→ 研修、サテライトオフィス等、全国88か所で開催(昨年:93か所)
- ② **全国ブロック説明会**
→ 全国7か所で開催(昨年:8か所)
- ③ **内閣府職員による地方公共団体との個別意見交換**
→ 全国37団体を訪問(昨年:67団体)
- ④ **大学・高校と連携した講義・ワークショップ**
→ 中京大学、愛媛大学、宇都宮大学等、7校12回開催(昨年:3校4回)

2. 提案検討支援ツールの充実

- ① **地方分権改革・提案募集方式ハンドブック**
→ 令和2年版を16,000部作成、全地方公共団体等に配布
- ② **地方分権改革・提案募集方式取組・成果事例集VOL.2**
→ 24,000部作成、全地方公共団体等に配布
- ③ **提案募集方式の成果事例動画**
→ 令和2年4月より内閣府ホームページにて公開中
- ④ **地方分権改革eラーニング講座**
→ これまで約1,400人が受講
- ⑤ **提案募集方式データベース**
→ 令和元年提案を反映
(令和2年6月1日現在)

3. 事前相談・提案に向けた支援

- 提案募集方式を理解し、支障の発見から提案に至るまでを実践しながら学べる地方公共団体の職員向け研修・ワークショップ等を積極的に開催するとともに、その場でも出された支障事例を事前相談につなげることで、提案に至るまでを丁寧に支援。
- 都道府県が市町村職員向け研修・ワークショップを開催して現場の支障事例を洗い出すとともに、その後都道府県が主体となって内閣府への相談に結びつける取組など、提案検討体制の好事例を横展開できるよう働きかけを実施。

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

宇宙開発利用に関する施策の推進

2. 評価対象期間

平成 27 年度～令和元年度

3. 施策の目的

宇宙安全保障の確保、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献、宇宙科学・探査による新たな知の創造、経済成長とイノベーションの実現などの多様な国益に貢献するため、宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現し、自立した宇宙利用大国となることを目指す。

4. 評価結果の概要

本評価期間においては、前宇宙基本計画（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）に基づき、（1）宇宙安全保障の確保、（2）民生分野における宇宙利用推進、（3）産業・科学技術基盤の維持・強化に向けて、必要な取組を行い、一定の成果を上げたと言評価できる。

こうした成果を踏まえつつ、安全保障における宇宙空間の重要性や経済社会の宇宙システムへの依存度の高まり、リスクの深刻化、諸外国や民間の宇宙活動の活発化、宇宙活動の広がり、科学技術の急速な変化など、昨今の宇宙を巡る環境変化に対応するため、令和 2 年 6 月 30 日に「宇宙基本計画」を改訂した。引き続き、毎年、宇宙基本計画工程表を改訂することにより、施策の進捗状況を検証し、必要な見直しを行いながら、宇宙開発利用に関する施策を推進していく。

総合評価書

1. 評価対象施策

宇宙開発利用に関する施策の推進

2. 担当部局

宇宙開発戦略推進事務局

3. 政策評価時期

令和2年8月

4. 評価対象期間

平成27年度～令和元年度

5. 施策の概要

宇宙基本法（平成20年法律第43号）に基づき策定された宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）に従い、宇宙開発利用に関する各種施策を推進する。なお、本評価期間においては、前宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）に基づいて施策を推進した。

6. 施策の目的

宇宙安全保障の確保、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献、宇宙科学・探査による新たな知の創造、経済成長とイノベーションの実現などの多様な国益に貢献するため、宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現し、自立した宇宙利用大国となることを目指す。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	18,714	25,010	21,733	22,546	39,490
執行額	18,714	24,870	21,733	21,132	39,387

8. 施策の実施状況

本評価期間においては、前宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）に基づき、（1）宇宙安全保障の確保、（2）民生分野における宇宙利用推進、（3）産業・科学技術基盤の維持・強化に向けて、主に以下の施策を推進した。

(1) 宇宙安全保障の確保

宇宙安全保障の確保に向けて、宇宙状況把握（SSA）、宇宙システムのミッションアシュアランス（機能保証）強化、早期警戒機能の強化等に関する各種調査分析・企画立案を実施。特に、宇宙システムのミッションアシュアランス（機能保証）強化に関する調査については、今後、宇宙システムの安定的利用の確保に向けた机上演習実施に必要となるリスクシナリオを作成するとともに、本シナリオを活用した机上演習のあり方についての検討を実施。

また、宇宙空間の安定的利用確保に向けた取り組みとして、「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（500名規模）を毎年主催（令和元年度は新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小）し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の確保に向けた取り組みを推進すると共に、同盟国や友好国等との連携体制を強化。

準天頂衛星への米国のSSAペイロードの搭載など、安全保障面での日米宇宙協力を推進した。

(2) 民生分野における宇宙利用促進

民生分野での宇宙利用の拡大に向けた取組を推進。衛星データの利用拡大に向けた「先進的な宇宙利用モデル実証」では、平成29年からの3年間で累計21件を採択。また、「宇宙」をキーワードに新産業・サービス創出に関心を持つ企業・個人・団体等の連携を促進し、宇宙利用の裾野拡大を図ること等を目的として、スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）を創設。「宇宙ビジネス創出推進自治体」として北海道、茨城県、福井県、山口県を選出し、同自治体との連携を強化。さらに、新たな宇宙ビジネスの事業化を支援するため、平成29年に宇宙ビジネスアイデアコンテスト「S-Booster」を開始、令和元年にはタイ政府とも連携し、アジア地域に対象を拡大した。（令和元年応募総数300件程度）

準天頂衛星については、2010年の初号機打上げ以降、着実に整備を進め、平成30年11月には4機体制の下で、準天頂衛星システム「みちびき」のサービスを開始した。併せて、準天頂システムの利用拡大に向けて、農業、交通・物流、建設等国民生活や経済活動の様々な分野における実証事業を推進した。

(3) 宇宙産業・科学技術基盤の維持・強化

宇宙2法（「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（宇宙活動法：平成28年11月成立、平成30年11月施行）、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（リモセン法：平成28年11月成立、平成29年11月施行））を着実に執行し、宇宙活動の適切な管理を着実に実施。

昨今、民間において新たな宇宙ビジネスが進展している状況を踏まえ、サブオービタル飛行の事業化に必要な環境整備の検討を行うため、「サブオービタル飛行に関する官民協議会」を設置するなど、新たな宇宙ビジネスの実現に向けた環境整備

に着手した。また、宇宙の安定的な利用の確保に向けて、昨今深刻化するスペースデブリ問題に対応するため、「スペースデブリ対策に関する関係府省タスクフォース」を立ち上げ、令和元年5月に今後のスペースデブリ対策の方向性をとりまとめた。令和元年10月には、米国主導の月探査計画（アルテミス計画）への参画を決定した。

9. 政策効果の把握

（1）必要性

今日、我が国の安全保障や経済社会における宇宙システムの役割が大きくなっており、この傾向は更に強まると見込まれる。米国を始め、宇宙を「戦闘領域」や「作戦領域」と位置付ける動きが広がっており、宇宙安全保障の確保は喫緊の課題となっている。また、小型・超小型衛星のコンステレーションの構築が進み、宇宙産業のゲームチェンジが起こりつつある。このような状況下で、我が国が戦後構築してきた宇宙活動の自立性を維持していくためには、産業・科学技術基盤の強化は待ったなしの課題である。また、近年、諸外国の宇宙活動が活発化しており、宇宙を巡る国際競争がますます激しくなっている状況に鑑みれば、引き続き、民間との適切な役割分担の下で、政府として宇宙開発利用を推進していくことが求められる。

（2）効率性

内閣府は、政府全体の宇宙政策の司令塔として、関係省庁の総合調整を行うとともに、実施した事業の成果は関係省庁に適切に共有し、施策効果の最大化を図るなど、宇宙政策の効果的かつ効率的な実施に努めている。

（3）有効性

①宇宙安全保障の確保

宇宙安全保障の確保では、実施した調査分析に基づき、SSA体制の構築、宇宙システムの機能保証、早期警戒機能の強化等に係る政策の企画・立案が適切に実施された。また、こうした検討を踏まえ、平成30年に策定された「防衛計画の大綱」において、宇宙は「我が国としての優位性を確保する上で死活的に重要な領域」と位置付けられるなど、安全保障における宇宙空間の重要性の高まりを踏まえ、宇宙安全保障の確保に向けた取組は着実に進展した。

②民生分野における宇宙利用の推進

モデル事業等の取組により、農業・漁業、交通・物流など様々な分野で衛星データの利用事例を創出。防災面でも、昨今頻発している台風等の自然災害への対応において、被災状況の迅速な把握等に衛星データが活用されるなど、民生分野の宇宙利用は着実に進展している。また、ロケットや衛星を製造する宇宙機器産業の規模はこの5年間で着実に伸びていることに加え、新たな宇宙ビジネスを展開するベンチャー企業の数も急激に増加（平成26年度末時点：10社程度⇒令

和元年度末時点：45社程度)、また資金調達金額もこの5年間で大きく増加するなど、着実に宇宙産業の活性化が図られている。

③宇宙産業・科学技術基盤の維持・強化

宇宙活動法により、打上げが安全に実施され、リモセン法により、リモートセンシングデータの適切な管理が図られるなど、宇宙活動の安全かつ適切な実施が確保されるとともに、これらの制度により、宇宙活動に必要な要件が明確化されること等により、事業者の予見性が確保されることで、宇宙産業の健全な発展に寄与した。

引き続き、着実な法制度の執行に努めるとともに、民間事業者の事業展開に応じ、サブオービタル飛行など新たな宇宙ビジネスに必要な環境整備を進める必要がある。また、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に向けて、スペースデブリ対策等の必要な取組を着実に進めることが必要である。

(参考データ)

<宇宙機器産業の規模>

平成27年：3378億円

平成28年：3270億円

平成29年：3572億円

平成30年：3541億円

※令和元年は集計中

<宇宙ベンチャー企業の資金調達額の推移>

平成27年：28億円

平成28年：48億円

平成29年：204億円

平成30年：133億円

令和元年：169億円

<宇宙2法の執行実績(許認可件数)>

○「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」：37件(※変更認可は含まない)

○「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」：20件

<宇宙利用拡大のための調査研究実績>

平成27年度：11件

平成28年度：11件

平成29年度：9件

平成30年度：13件

令和元年度：16件

9. 政策評価の結果

上述のとおり、前宇宙基本計画に基づき、宇宙安全保障の確保、民生利用の推進、宇宙産業・科学技術基盤の強化に向けて、一定の成果を上げたと評価できる。

こうした成果を踏まえつつ、安全保障における宇宙空間の重要性や経済社会の宇宙システムへの依存度の高まり、リスクの深刻化、諸外国や民間の宇宙活動の活発化、宇宙活動の広がり、科学技術の急速な変化など、昨今の宇宙を巡る環境変化に対応するため、令和2年6月30日に「宇宙基本計画」を改訂した。引き続き、毎年、宇宙基本計画工程表を改訂することにより、施策の進捗状況を検証し、必要な見直しを行いながら、宇宙開発利用に関する施策を推進していく。

10. 学識経験を有する者の知見の活用

宇宙開発利用に関する施策の推進にあたっては、評価対象期間において、宇宙関連の学識経験者や有識者からなる「宇宙政策委員会」を適時に開催し、知見を活用している。

11. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

- ・ 令和元年度宇宙産業データブック（一般社団法人日本航空宇宙工業会）
- ・ COMPASS vol.3（SPACETIDE）
- ・ 宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）
- ・ 前宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）
- ・ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（平成30年12月閣議決定）

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

- ・ 宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）
https://www8.cao.go.jp/space/plan/kaitei_fy02/fy02.pdf
- ・ 宇宙基本計画工程表（令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定）
https://www8.cao.go.jp/space/plan/plan2/kaitei_fy02/kaitei_fy02.pdf

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

子ども・子育て支援の推進、特定教育・保育施設等利用の推進、地域における子ども・子育て支援対策の推進

2. 評価対象期間

平成 27 年度～令和元年度

3. 施策の目的

少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条に基づく少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。

4. 評価結果の概要

（1）必要性

2019 年の出生数は 90 万人を割り込み、我が国の少子化の進行は深刻さを増している。少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすものであり、結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化に真正面から立ち向かう時期に来ている。

（2）効率性 及び （3）有効性

政府では、2015 年 3 月に第 3 次となる少子化社会対策大綱を策定し、個々人が結婚や子供についての希望を実現でき、安全かつ安心して子供を生み育てられる環境の整備に向けて、少子化対策を総合的に推進してきた。第 3 次大綱に基づく取組に加え、幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援など、少子化対策に関わる取組を不断に進めてきたが、依然として個々人の結婚や子供についての希望がかなえられていない状況があることから、より一層の取組が必要である。

総合評価書

1. 評価対象施策

子ども・子育て支援の推進、特定教育・保育施設等利用の推進、地域における子ども・子育て支援対策の推進

2. 担当部局

子ども・子育て本部

3. 政策評価時期

令和2年7月

4. 評価対象期間

平成27年度～令和元年度

5. 施策の概要

少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条に基づく少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。

6. 施策の目的

- (1) 大綱において、平成31年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、この数値目標達成を目指して施策を推進。
- (2) 社会全体で子供と子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	700	766	948	1,219	1,584
執行額	681	754	939	1,201	1,532

8. 施策の実施状況

少子化社会対策大綱に基づき、関係省庁において行われている施策の主な実施状況は別添1のとおり。

9. 政策効果の把握

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、新たな大綱の策定に向け、2019年3月以降、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、有識者から構成される第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会を開催し、同検討会において検証・評価を行った。それを踏まえた政策効果の把握については、以下のとおり。

（1）必要性

2019年の出生数は90万人を割り込み、我が国の少子化の進行は深刻さを増している。少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすものであり、結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化に真正面から立ち向かう時期に来ている。

（2）効率性 及び （3）有効性

政府では、2015年3月に第3次となる少子化社会対策大綱を策定し、個々人が結婚や子供についての希望を実現でき、安全かつ安心して子供を生み育てられる環境の整備に向けて、少子化対策を総合的に推進してきた。第3次大綱に基づく取組に加え、幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援など、少子化対策に関わる取組を不断に進めてきたが、依然として個々人の結婚や子供についての希望がかなえられていない状況があることから、より一層の取組が必要である。

10. 政策評価の結果

施策に関する数値目標として、大綱に定められた77の数値目標の進捗状況は別添2のとおり。多くの数値目標が目標達成に向けて進捗したが、目標を達成した項目は全体の2割強であり、今後も継続的に施策を実施していく必要がある。

令和2年5月に閣議決定した新たな大綱において、施策とあわせて数値目標についても所要の見直しを行った。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会において、大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等について検証・評価を行った。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

（1）根拠とした統計・データ等

○人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」

- 内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」（平成 31 年 3 月）「男性の子育て目的の休暇取得に関する調査研究」（令和元年 9 月）
 - 総務省「人口推計」「国勢調査」「労働力調査」「就業構造基本調査」
 - 厚生労働省「人口動態統計」「雇用均等基本調査」「就労条件総合調査」「保育所等関連状況取りまとめ」
 - 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「社会保障費用統計」「出生動向基本調査」
 - 国土交通省「テレワーク人口実態調査結果」「公共交通移動等円滑化実績報告」 など
- (2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報
- 第 4 次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（令和元年 12 月 23 日第 4 次少子化社会対策大綱策定のための検討会取りまとめ）

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒2015年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」

⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒「待機児童解消加速化プラン」(2013年4月)に基づき2017年度末までに約53.5万人の受け皿を確保

⇒「子育て安心プラン」(2017年6月)に基づき、2020年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備(2019年4月1日時点の2020年度末までの受け皿拡大見込み量は約29.7万人分)

◎「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」

⇒「新・放課後子ども総合プラン」(2018年9月)に基づき放課後児童クラブを、2023年度末までに約30万人分の受け皿を整備(約122万人→約152万人)(2019年5月現在約130万人)

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定

⇒非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組支援

- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進

⇒2019年度税制改正において、結婚・子育て資金一括贈与・非課税制度の適用期限を2021年3月31日まで2年延長

- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援

⇒地域少子化対策重点推進交付金の活用等による自治体等の取組支援

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒2019年10月から幼児教育・保育の無償化を実施

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開化

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正

⇒「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布(2018年7月)、順次施行

- ・企業経営者等の意識改革

⇒「イクメン企業アワード」や「イクボスアワード」等を通じた人事労務管理や業務改善の好事例の普及促進

- ・出産直後からの男性の休暇取得の促進

⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進

⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進

- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援

⇒「女性活躍推進法」全面施行(2016年4月)、施行後3年の見直しによる改正(2019年5月成立)

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフプランニングやキャリア形成のための高校生向けの教材を作成・配布

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、2020年度末までに全国展開を目指す
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償。社会保険料（健康保険、厚生年金保険）の免除（2019年4月以降、国民年金の第1号被保険者の国民年金保険料についても免除）
- ・産後ケアの充実
⇒産後ケアのガイドラインを策定（2017年）
産後ケア事業の実施を市町村の努力義務として位置付けること等を内容とする「改正母子保健法」公布（2019年12月）
- ・「マタニティハイラスメント」・「パタニティハララスメント」の防止
⇒改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法（2017年1月施行）による企業への指導の強化・徹底
- ・産産期医療の確保・充実等

55

○子育て

- ・経済的負担の緩和
⇒2019年10月から幼児教育・保育の無償化を実施
- ・三世代同居・近居の促進
- ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上
⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育
⇒正しい知識を盛り込んだ教材を作成 それに基づき指導

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・公表促進
- ・表彰や入札手続き等によるインセンティブ付与

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

施策に関する数値目標の進捗状況

別添2

(達成状況について)
 A 目標を達成した
 B 目標達成に向けて進捗したが、目標を達成しなかった
 C 目標達成に向けて進捗しておらず、目標を達成しなかった
 D 進捗状況を測れないもの(例:大綱策定時の直近値から数値の更新がないもの等)

令和2年3月31日時点

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	2019年度末時点	達成状況	備考
子育て支援(Ⅲ(1)(2)(3)、Ⅳ(1)関連)					
認可保育所等の定員(注1)	267万人 (2017年度末)	234万人(実績) (2014年4月1日)	306万人 (2019年4月1日)(注2)	A	※
うち3歳未満児	116万人 (2017年度末)	86万人(実績) (2014年4月1日(認可保育所定員数))	123万人(実績) (2019年4月1日)(注3)	A	
保育所待機児童数	解消をめざす (2017年度末)	21,371人 (2014年4月1日)	16,772人 (2019年4月1日)	B	※
放課後子ども総合プラン	1万か所以上で一体型の実施 をめざす (2019年度末)(注4)	—	5,361か所 (2019年5月)	B	※
放課後児童クラブ	122万人 (2019年度末)	94万人 (2014年5月)	約130万人 (2019年5月)	A	※
放課後子供教室	全小学校区での実施をめざす (2019年度末)(注4)	11,991か所 (2014年12月)	19,260教室 (2019年11月)	B	※
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消をめざす (2019年度末)	9,945人 (2014年5月)	18,261人 (2019年5月)	C	※
延長保育	101万人 (2019年度)	81万人 (2013年度)	106万人 (2017年度)	A	
ショートステイ(注5)	延べ16万人 (2019年度)	延べ7万人 (2014年度実績見込み)	延べ9.6万人 (2018年度実績)	B	
トワイライトステイ(注6)	延べ14万人 (2019年度)	延べ5万人 (2014年度実績見込み)	延べ5.0万人 (2018年度実績)	B	
病児保育(注7)	延べ150万人 (2019年度)	延べ57万人 (2014年度交付決定ベース)	延べ100万人 (2017年度確定ベース)	B	
利用者支援事業(注8)	1,800か所 (2019年度末)	291か所 (2014年度実績見込み)	1,194か所 (2019年度)	B	
地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (2019年度末)	6,233か所 (2013年度実施状況)	7,578か所 (2019年度)	B	
一時預かり事業(幼稚園型を除く)(注9)	延べ1,134万人 (2019年度)	延べ406万人 (2013年度交付決定ベース)	延べ495万人 (2017年度確定ベース)	B	
ファミリー・サポート・センター事業	950市町村 (2019年度)	738市町村 (2013年度交付決定ベース)	931市町村 (2019年度交付決定ベース)	B	
養育支援訪問事業	全市町村での 実施をめざす	1,225市町村 (2013年4月1日)	1,476市町村 (2017年4月1日)	B	
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	全小児救急医療圏	352(全国358中) (2013年)	320(全国336中) (2019年4月1日)	C	
地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備					
学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・ 協働する体制の構築	全ての学校区 (2017年度末)(注10)	3,746か所 (2014年8月)	6,503本部 (2019年11月)(注11)	B	
家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援 チームによる相談対応などの家庭教育支援の実施	全ての小学校区 (2017年度末)	3,344か所 (2014年8月)	5,258か所 (2019年度末)(注12)	B	
ひとり親家庭への支援					
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府 県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・ 福祉事務所設置町村	93.3% (2013年度)	95.1% (2018年度)	B	
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道 府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・ 福祉事務所設置町村	92.8% (2013年度)	96.6% (2018年度)	B	
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議 会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	90%	74.1% (2013年4月1日)	87.3% (2018年2月調査時点)	B	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	2019年度末時点	達成状況	備考
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善(注13)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市	53自治体 (2014年4月1日)	70自治体 (2019年4月1日)	B	
社会的養護の充実					
里親の拡充					
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	20.5% (2018年度末)	B	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	702世帯 (2018年度末)	B	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	9,434世帯 (2018年度末)	B	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	372か所 (2018年度末)	B	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	1,790か所 (2018年10月)	B	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	423か所 (2018年10月)	A	
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	176か所 (2018年10月)	B	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	127か所 (2018年10月)	B	
情緒障害児短期治療施設(注14)	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	50か所 (2018年度末)	B	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	466か所 (2018年10月)	A	
児童発達支援センターのうち障害児に対する保育所等訪問支援を実施する割合	70% (2019年度末)	43.2% (2014年1月)	75.8% (2019年4月)	A	
「食育」に関心を持っている国民の割合	90%以上(2015年度)	74.6% (2013年12月)	76.2% (2019年10月調査、2020年3月公表)	B	※
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下	60.4% (2010年)	56.3% (2015年)	A	※
子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合	低下	39.1% (2012年度)	39.1% (2012年度)	D	※
(多子世帯)					
理想の子供数が3人以上の方で理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合(注15)	低下	71.1% (2010年)	69.8% (2015年)	A	※
結 婚 (Ⅲ(2)、Ⅳ(1)関連)					
若者(20~34歳)の就業率	78%(2020年)	76.0% (2014年)	80.0% (2020年3月)	A	※
若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合	全ての世代と同水準をめざす (2020年)	15~34歳の割合:92.7% 全ての世代の割合:93.7% (2014年)	15~34歳の割合:96.3% 全ての世代の割合:95.8% (2020年1月~3月期)	A	※
フリーターの数	124万人 (2020年)	179万人 (2014年)	138万人 (2019年)	B	※
ジョブ・カード取得者数(累計数)	300万人(2020年度)	123万人 (2014年12月)	228.1万人 (2019年8月末【速報値】)	B	※
結婚希望実績指標(注16)	80%(2020年)	68% (2010年)	68% (2015年)	C	※
妊 娠 ・ 出 産 (Ⅲ(2)、Ⅳ(1)関連)					
子育て世代包括支援センター整備数	おおむね2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開をめざす	—	1,717箇所(983市区町村) (2019年4月1日)	B	※
子育て世代包括支援センターにおける支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合	100%(2020年)	—	97.6% (2018年度)	B	※
乳児家庭全戸訪問事業	全市町村	1,660市町村 (2013年4月1日)	1,734市町村 (2017年4月1日)	B	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	2019年度末時点	達成状況	備考
新生児集中治療室(NICU)病床数 (出生1万人当たり)	全都道府県で 25~30床 (2019年度)	26.3床 (2011年)	全都道府県で25床以上 (平均は34.8床)(2017年)	A	
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・ 中核市 (2019年度)	62都道府県市 (2014年度)	76都道府県市 (2019年7月1日)	B	
夫婦子ども数予定実績指標(注17)	95%(2020年)	93% (2010年)	93% (2015年)	C	*
教育(Ⅳ(1)関連)					
妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合	70%	34%(2009年)	34% (2009年)(注18)	D	
男女の働き方改革(Ⅲ(4)関連)					
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 (注19)	80%	—	58.7% (2018年)	B	
男性の育児休業取得率	13%(2020年)	2.03% (2013年度)	6.16% (2018年度)	B	*
6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間	1日あたり2時間30分 (2020年)	1日あたり67分 (2011年)	1日あたり83分 (2016年)	B	*
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5%(2020年)	8.8% (2013年)	6.5% (2019年)	B	*
年次有給休暇取得率	70%(2020年)	48.8% (2013年)	52.4% (2018年)	B	*
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業(2020年)	別添1 60.6% (2013年)	64.0% (2019年)	B	*
全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合	10%(2020年)	4.5%(2013年)	2.7% (2015年)	C	
第1子出産前後の女性の継続就業率	55%(2020年)	38.0% (2010年)	53.1% (2015年)	B	*
女性(25~44歳)の就業率	73%(2020年)	71.5% (2014年9月)	77.5% (2020年3月)	A	*
地域(Ⅲ(2)、(5)関連)					
結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方自治体数	70%以上の市区町村	243(14%)の市区町村 (2014年末)(注20)	延べ406(24%)の 市区町村 (2015年10月末)(注20)	B	
結婚・妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり(Ⅳ(2)関連)					
マタニティマークの認知度	50.0%(2018年度)	45.6% (2014年度)	58.1% (2018年度)	A	
ベビーカーマークの認知度	50.0%(2020年)	—	38.7% (2019年11月)	B	
子育て支援パスポート等事業への協賛店舗数	44万店舗	約22万店舗 (2010年11月時点)(注21)	約20万店舗 (2018年1月)	C	
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	28%(2020年度)	16% (2008年度)	17% (2018年度)	B	
子育てのバリアフリー(道路・施設)					
特定道路(注22)におけるバリアフリー化率	100%(2020年度)	83% (2013年度)	91% (2019年度末)	B	
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100%(2016年度末)	97.8% (2013年度末)	99.0% (2019年度末)	B	
旅客施設(注23)のバリアフリー化率	100%(2020年度)	83.3% (2013年度)	90.4% (2018年度)	B	
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	約60%(2020年度)	48% (2012年度末)	約57% (2018年度末)	B	
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(注24)のバリアフリー化率	約60%(2020年度)	53.6% (2013年度)	60% (2018年度)	A	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	2019年度末時点	達成状況	備考
子育てのバリアフリー(公共交通関係)					
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	約70%(2020年度)	59.5% (2013年末)	73.2% (2018年度末)	A	
ノンステップバスの導入割合	約70%(2020年度)	33.2% (2013年末)	58.8% (2018年度末)	B	
リフト付きバス等の導入割合	約25%(2020年度)	3.9% (2013年末)	5.1% (2018年度末)	B	
バリアフリー化された旅客船の導入割合	約50%(2020年度)	28.6% (2013年末)	46.2% (2018年度末)	B	
バリアフリー化された航空機の導入割合	100%(2020年度)	92.8% (2013年末)	98.2% (2018年度末)	B	
福祉タクシーの導入台数	約28,000台 (2020年度)	13,978台 (2013年末)	28,602台 (2018年度末)	B	
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	50%	19.4% (2013年度)	45.2% (2019年3月)	B	
企業(IV(2)関連)					
くろみん取得企業(注25)	3,000社(2020年)	2,031社 (2014年12月末)	3,312社 (2020年3月末)	A	※

※ 備考欄に「※」を記載している項目は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)等の閣議決定及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものである。

- (注1) 認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。
- (注2) 企業主導型保育事業については、2019年3月31日時点における2018年度の拡大見込み。
- (注3) 企業主導型保育事業については除く。
- (注4) 「新・放課後子ども総合プラン(2019～2023)」に基づき、引き続き1万箇所以上で一体型の実施をめざす。
- (注5) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。
- (注6) 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日・日中に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
- (注7) 病後児対応型、体調不良児対応型を含む。
- (注8) 地域子育て支援拠点事業等で実施する「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態である「基本型」と、主として行政機関の窓口等を活用して主に「利用者支援」を実施する形態である「特定型」の実施が所数の合計。
- (注9) 幼稚園において在園児を対象として行っている幼稚園型を除く一時預かり事業であり、主に地域の子供(非在園児)を対象とするもの。
- (注10) 第二期教育振興基本計画(2018～2022)に基づき、全小中学校区で地域学校協働本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築をめざす。
- (注11) 学校支援地域本部の設置が所数、学校支援地域本部がカバーする学校数とは異なる。補助事業実施数。学校支援地域本部は、H29年度より社会教育法(平成29年3月改正、同年4月施行)に基づく地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部として実施。
- (注12) 家庭教育支援の取組(地域住民による相談対応や学習機会の提供等)を実施している小学校区数。補助事業実施数。
- (注13) 子供の年齢や性別に応じた加減、子供の行動様式や状況に応じた対応等を可能とするため、居室の整備、職員体制の確保等を行うもの。
- (注14) 情緒障害児短期治療施設は、平成29年4月より児童心理治療施設として実施。
- (注15) 予定子供数が理想子供数より少ない夫婦のうち、理想子供数が3人以上で予定子供数が2人以上の夫婦が、理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。
- (注16) 結婚の希望(既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。)と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間(5年間)経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計(A)」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合(B)」の比率(=B/A)を算出。
- (注17) 夫婦の平均予定子供数(完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均)に対する完結出生児数(結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数)の比率。
- (注18) 2009年から2010年にかけてLaura Bunting, Ivan Tsubulsky, and Jacky Boivinが実施した妊娠・出産に関する知識に関する国際調査における日本人の正答率であり、18歳から50歳であって、結婚しているか同種中であり、半年以上妊娠を希望しているが妊娠していない者(男女)を対象に実施したもの。"Fertility knowledge and beliefs about fertility treatment: findings from the International Fertility Decision-making Study" Human Reproduction, Vol.28, No.2 pp. 395-397, 2013より。
- (注19) 配偶者の出産後2か月以上半日又は1日以上以上の休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。
- (注20) 内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用し「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」を実施することが決定している地方自治体数。
- (注21) 2015年大綱作成時の直近値は「約22万店舗(2010年11月時点)」となっているが、「約20万店舗(2018年1月時点)」が直近値。
- (注22) 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路。
- (注23) 1日当たりの平均利用者数が3人以上の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)。
- (注24) 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施することとされている。
- (注25) 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。